

# 横浜市公共事業景観ガイドライン

令和4年9月  
横浜市都市整備局



# 目 次

第1章 はじめに（ガイドラインの活用方法）	1
1. ガイドライン策定の目的	1
コラム① 横浜市の景観形成について	2
2. ガイドラインの位置付け	3
3. ガイドラインの対象施設と対象者	3
3-1. 対象施設	3
3-2. 対象者	3
4. ガイドラインの活用にあたって（景観検討の方法）	4
5. 利用時期	4
6. 景観検討方法の判断の流れ	5
7. 景観担当部署等と連携して検討を行うことが 望ましい事業の景観 検討の進め方【連携】	7
7-1. 段階別の景観検討イメージ図	7
7-2. 検討体制について	8
コラム② 景観重要公共施設・景観重要建造物・ 特定景観形成歴史的建造物とは	9
8. 事業所管課においてガイドラインを活用し、 景観検討を行う事業の景観検討の進め方【各自】	10

ガイドラインの策定目的、位置づけ、対象施設と対象者、利用時期といったガイドライン活用にあたっての基本的事項を整理しています。その上で、公共事業を実施する際の景観形成の検討の流れを示しています。景観検討の進め方には、【連携】・【各自】の2種類があります。

第2章 公共施設等の景観形成の考え方	11
1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割	11
2. 公共施設等の景観形成の基本理念	11
2-1. 基本理念	11
2-2. 基本的な考え方	12
コラム③ 横浜らしい景観をつくる10のポイント	12
3. 各地域における景観づくりの方向性	13

公共施設等が果たすべき基本的な役割、景観形成の基本理念、各地域における景観づくりの方向性を示しています。これらの考え方を手がかりにしながら、公共施設等の景観形成を進めていくことが重要です。

### 第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法 ... 15

1. 構想・計画段階.....	15
2. 設計・施工段階.....	17
2-1. 道路 .....	17
コラム④ 横浜市公共サインガイドライン.....	20
2-2. 橋梁 .....	21
2-3. 河川・水路.....	23
2-4. 港湾・漁港.....	25
コラム⑤ 歴史的資源の継承.....	26
2-5. 公園・緑地.....	27
2-6. 公共建築物.....	29
コラム⑥ 公共建築物等における自然素材の活用.....	30
コラム⑦ 面的整備事業や公益施設の景観配慮.....	32
3. 維持・管理段階.....	33
コラム⑧ 屋外広告物を掲出する際の留意事項.....	33

公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法を段階別で整理しています。また、設計・施工段階においては、主に6種類の公共施設について、具体的な景観形成のポイントを、事例を交えながら紹介しています。

巻末付録.....	34
目次.....	34
景観形成配慮事項チェックシート.....	35
景観に関連する計画・ガイドライン.....	53
用語集.....	54
景観重要公共施設・景観重要建造物の指定状況（令和4年9月現在）.....	56

ガイドラインでは、各段階で検討した景観形成の留意点・デザイン手法等を取りまとめ、次の段階に適切に引き継いでいけるよう景観形成配慮事項チェックシートの活用を求めています。また、ガイドライン活用にあたり、参考にすべき景観に関連する計画・ガイドライン、用語集を整理しています。

#### ～本ガイドラインでの用語の定義～

##### 公共施設

国、神奈川県、市が主体として整備する公共事業のうち、景観法第8条第2項第4号口に掲げる景観重要公共施設として指定できる道路、河川、公園等

##### 公共建築物

国、神奈川県、市が主体として整備する市役所をはじめとした庁舎や学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等の建築物

##### 公共施設等

上記に掲げる公共施設、公共建築物に加え、市街地再開発整備事業、区画整理等の面的整備に関する事業や、駅舎、鉄道路線等の公益施設を含めた施設



# はじめに

## 第1章 はじめに（ガイドラインの活用方法）

### 1. ガイドライン策定の目的

横浜市では、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、市民・事業者・行政が協働しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史を生かした先進的なまちづくりを進めてきました。その取組の結果として形成された景観は、横浜固有の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

こうした中、平成18年に、市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立ち示した「**横浜市景観ビジョン**（以下「景観ビジョン」という。）」を策定し、これまで市が取り組んできた協議制によるまちづくりを継承し、魅力ある都市景観をつくるために、地区ごとに定めた指針に基づき事業者と市が創造的な協議を行う仕組みを設けた「**横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例**（以下「景観条例」という。）」を施行しました。更に平成20年には景観法に基づく「**横浜市景観計画**（以下「景観計画」という。）」を施行し、主に民間の事業を対象とした規制・誘導を実施することで、より一層の「横浜らしさ」のある景観づくりに取り組んできました。

しかしながら私たちの目に映る景観は、こうした民間建築物だけではなく、**道路、公園、河川、橋梁、公共建築物といった公共施設等がその重要な構成要素となっています。**また、公共施設等は、市民生活と密接な関わりがあるとともに、周辺の景観に与える影響も大きく、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。

公共施設の景観形成については、平成23年6月に国が策定した景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」の策定趣旨において、**事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められています。**またその際、単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト削減のみを優先し景観整備を省くのではなく、**事業の景観形成方針を踏まえた適切なコスト管理を行い、必要なものに対して適切なコストをかけることの重要性について言及しています。**

市が蓄積してきたこれまでの知見や手法を市全体へと波及させ、「横浜らしさ」を感じることのできる景観づくりをより一層推進するために、平成26年3月、公共事業における景観検討の手順や、事業の進捗段階に応じた景観配慮の視点等をまとめた「**横浜市公共事業景観ガイドライン**（以下「ガイドライン」という。）」を策定しました。その後、令和元年5月に景観ビジョンの改定に伴うガイドラインの改定や、令和2年3月に景観推進地区・都市景観協議地区への山手地区追加に伴うガイドラインの改訂を行いました。また、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていけるために、令和4年7月に「**横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン**」を策定したことに伴い、市内の公共事業の計画にあたっては、夜間景観の考え方や配慮すべき事項を踏まえた魅力的な景観形成をより一層推進することを目的に、令和4年9月にガイドラインを改定しました。

市内の公共施設等の整備・改修等にあたっては、本ガイドラインを用い、**事業担当者等が公共施設等の景観形成に主体的に取り組むことを基本としつつ、景観担当部署等と連携しながら、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組んでいきましょう。**

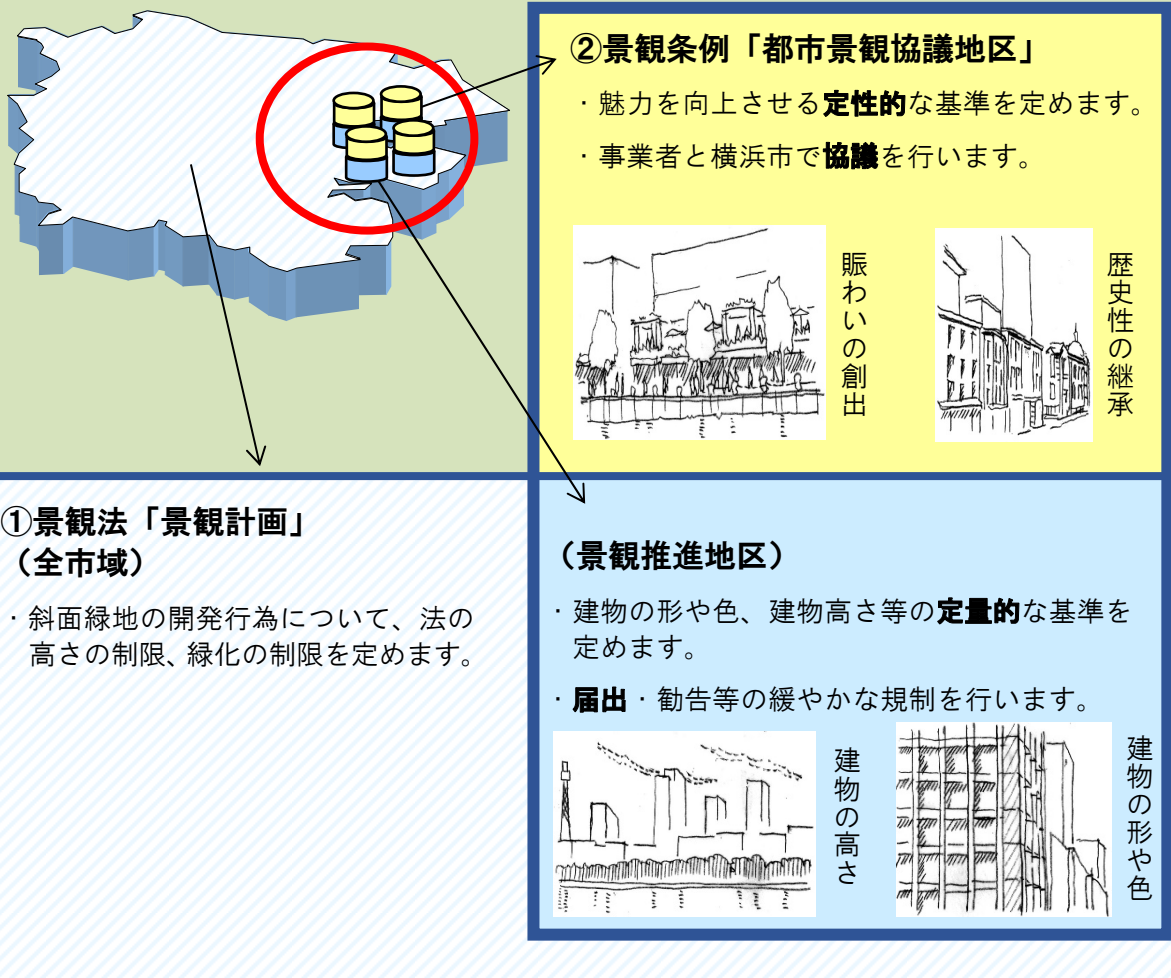
## コラム①：横浜市の景観形成について

横浜市で運用している景観に関する制度は、全国一律の「①景観法」と、横浜市独自のルールとして施行した「②景観条例」の2つがあります。

景観法に基づく「景観計画」では、全市域を対象とした緩やかな制限を設け、その上で、地区に応じた良好な景観を形成する地区を「景観推進地区」として指定し、具体的な建物の形や色、高さ、屋外広告物の大きさなどの定量的な基準を定めています。この地区で建築物の建築等を行う場合には工事着手前に市への「届出」が必要であり、市は基準に適合しているか否かを確認することで、基本的な水準の景観を確保しています。

また、より質の高い景観形成を誘導していくための横浜市独自のルールとして、②景観条例に基づく「都市景観協議地区」の指定を行うことで、建築物の建築等を行う場合に事業者と市との間で「協議」をすることを義務付けています。

この2段階の仕組みで、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組んでいます。



※景観推進地区・都市景観協議地区 指定実績



： 関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区  
(令和4年9月現在)

図1-1 横浜市の景観制度の基本的な模式図

## 2. ガイドラインの位置付け

- ・ガイドラインは、公共施設等が景観形成における先導的な役割を担っていくための、市をはじめ国や神奈川県が実施する**公共事業の景観形成の指針**です。
- ・横浜市の景観づくりの指針である「景観ビジョン」や景観法に基づく「景観計画」、地区ごとのルールを定めている「景観推進地区」・「都市景観協議地区」と連携し、一体的に運用することが大切です。
- ・もちろん、国土交通省が策定している各種公共事業の景観ガイドラインや「神奈川県公共事業における景観づくりの手引き」との整合も図ります。
- ・また、今後の市における景観施策の展開等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。

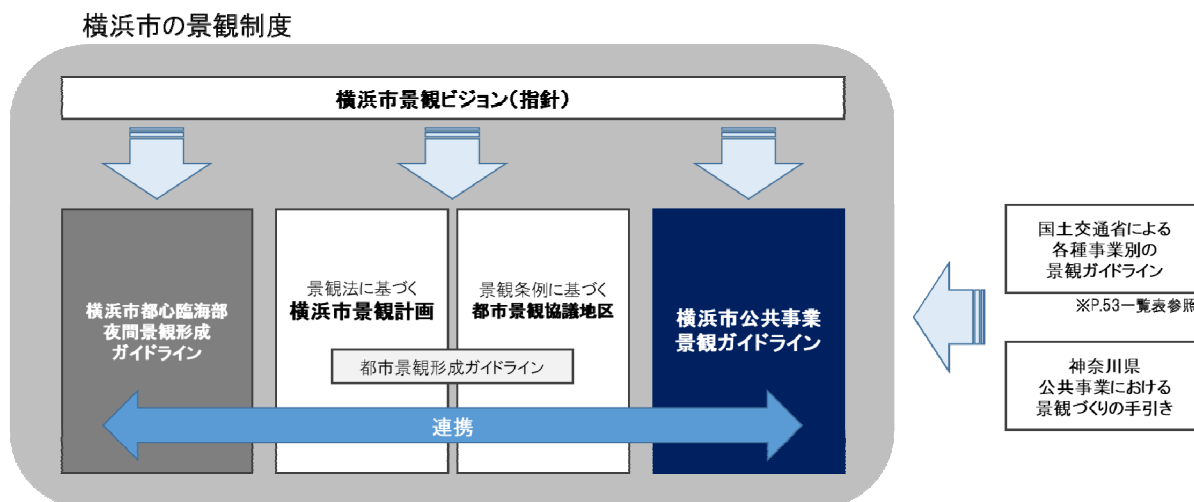
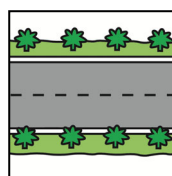


図1-2 横浜市の景観制度の体系図

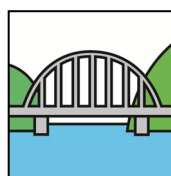
## 3. ガイドラインの対象施設と対象者

### 3-1. 対象施設

- ・市内で行う**全ての公共施設等の整備**が対象です。
- ・主に以下**6種の公共施設**について、第3章で基本的な考え方、留意点やデザイン手法を紹介します。6種に該当しない場合も、類似する施設・建築物の記述を参考に景観検討を行いましょう。



道路



橋梁



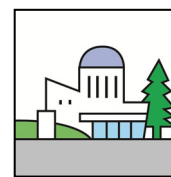
河川・水路



港湾・漁港



公園・緑地



公共建築物

### 3-2. 対象者

- ・主として、市内で公共施設等の計画・整備、維持・管理に係る**行政担当者**及びこれらに携わる**民間事業者等**を対象とします。

## 4. ガイドラインの活用にあたって（景観検討の方法）

- ・ 全ての公共施設等の整備について、景観法に基づく景観重要公共施設等への指定状況や、上位関連計画の位置付け等による景観上の重要性を判断し、

- ①景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい事業【連携】
- ②事業所管課においてガイドラインを活用し、景観検討を行う事業【各自】

に分類し、それぞれに応じた調整・検討を実施していくことが望まれます。

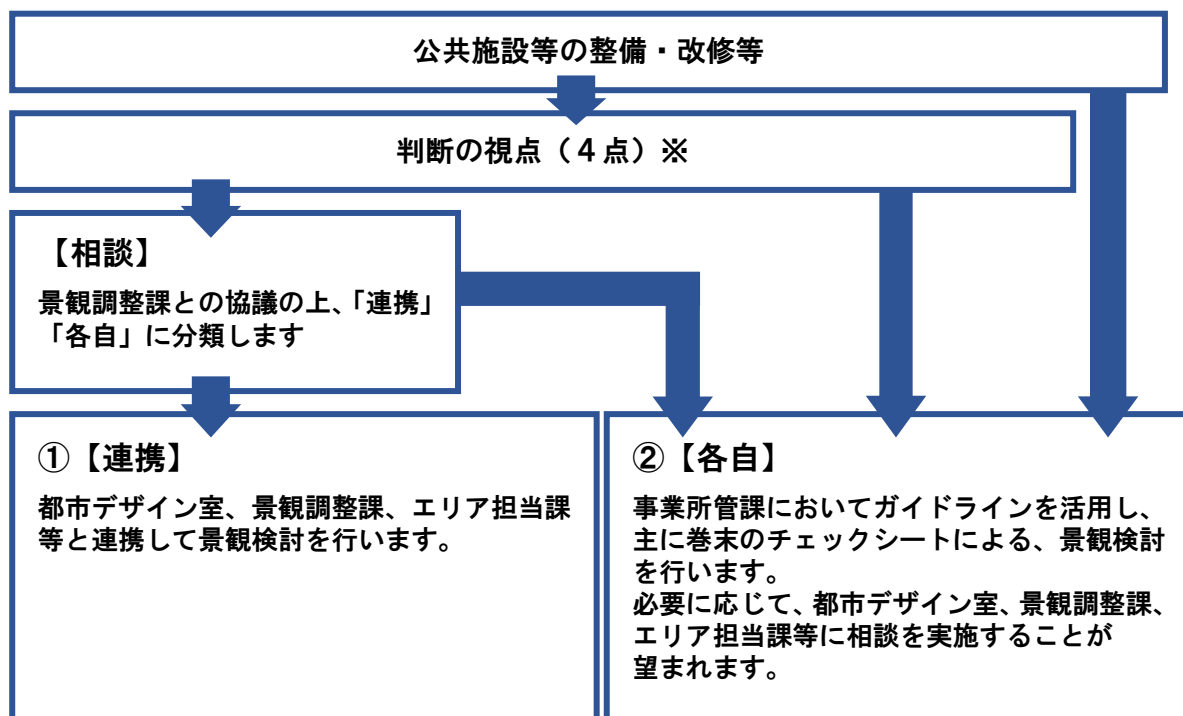


図1-3 景観検討の方法の判断分類

- ・ 相談対象の事業について、景観調整課が年1回の照会を各区局に行い、情報を把握します。

※判断の視点については、次頁「6. 景観検討方法の判断の流れ」に示します。

## 5. 利用時期

- ・ 公共事業には、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の3段階の時期があります。
- ・ 段階ごとにガイドラインを活用し、必要な景観配慮について適切な検討を行い、その内容は、チェックシートにまとめ、設計図書等と共に次の段階へ引き継いでいきましょう。



図1-4 ガイドラインの活用イメージ

## 6. 景観検討方法の判断の流れ

- ・前頁「4. ガイドラインの活用にあたって（景観検討の方法）」に記載の【連携】と【各自】に分類する判断の流れは以下の通りです。

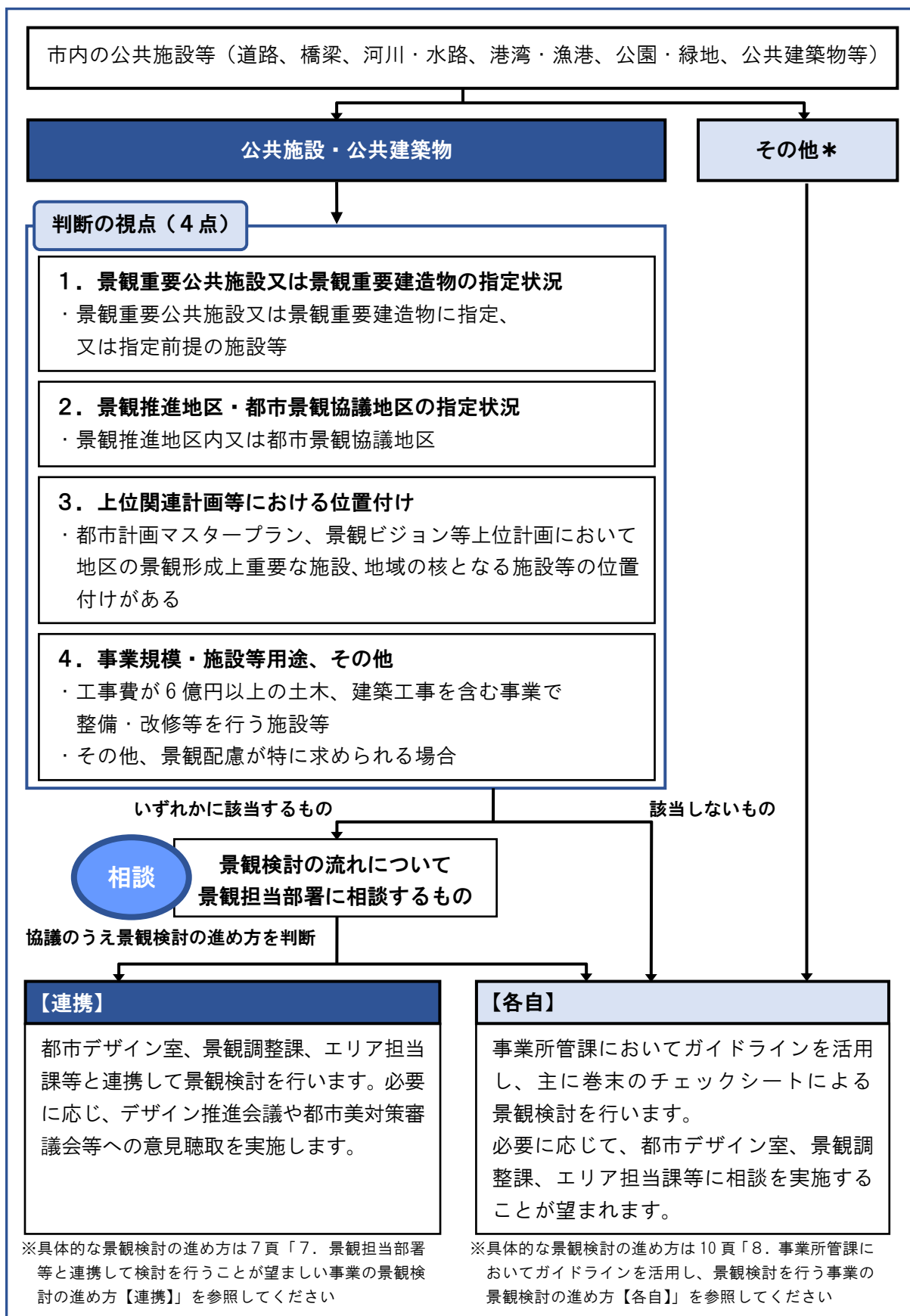


図1-5 景観検討の判断の流れ

- \*「その他」に該当する公益施設については、主に事業所管課においてガイドラインを参考に景観検討を行います。必要に応じて景観調整課に相談し、都市デザイン室やエリア担当課等と連携して景観検討を進めていきましょう。



- ・市内の公共施設等のうち、公共施設及び公共建築物の整備を行うにあたり、景観検討の流れを前述の【連携】又は【各自】に分類します。
- ・分類にあたっては、以下4点の「判断の視点」に沿って行います。  
**4点いずれかに該当する施設等については景観調整課に相談をし、協議の上、景観検討の進め方を判断します。（左図参照）**

## 判断の視点（4点）

### 1. 景観重要公共施設又は景観重要建造物の指定状況

- ・景観重要公共施設又は景観重要建造物に指定、又は指定前提の施設等が該当します。
- ・通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。
- ・これらの施設等にかかる事業においては、景観計画に定める整備の方針等に従って計画しますが、地区に与える景観的な影響が大きいことから、景観担当部署等と連携して検討を行うことが望まれます。

### 2. 景観推進地区・都市景観協議地区の指定状況

- ・景観計画において地区別の基準を定める「景観推進地区」又は景観条例に基づく「都市景観協議地区」内の施設等が該当します。
- ・通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。

### 3. 上位関連計画等における位置付け

- ・都市計画マスタープランや景観ビジョン等の上位計画において、当該施設等が、地区の景観形成上重要な施設、地域の核となる施設等に位置付けられている場合が該当します。

### 4. 事業規模・施設等用途、その他

- ・事業の性質等により景観上の配慮が求められるものが該当します。
  - (1) 工事費が6億円以上の土木・建築工事を含む事業で整備・改修等を行う施設等
    - ※工事又は製造の請負で6億円未満は契約事務の権限を局区長に委任していることから、本市における大規模な公共事業の目安として6億円以上としています。
    - 地盤面下に埋設される施設等、公共空間から容易に見えないものは除きます。
    - <例>
      - ・通常市民が立ち入らない下水処理施設等の奥に作られる建築物や地下シールド等は除外
      - ・土工事が工事費の大部分を占めるもの等は除外
  - (2) その他、景観配慮が特に求められる場合
    - <例>
      - ・景観上重要な立地の場合（歴史的建造物等の重要な景観資源に近接、主要駅前で街の顔をつくる立地、里山等特徴的な景観を持つ地区等）
      - ・地区計画、建築協定、街づくり協議地区等で、特に当該事業に関連する景観面の定めがある区域内で、景観上影響を与える行為（新設・新築、意匠や色彩の変更等）を行う場合
      - ・シンボリックなデザインの採用や地域の景観を新しく創出するような試みを行う場合
      - ・公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱するもの又は従前の街並みを大きく変えるもの
      - ・多数の市民が利用する公共建築物（庁舎、地区センター、公会堂、図書館等）

## 7. 景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい事業の景観検討の進め方【連携】

### 7-1. 段階別の景観検討イメージ図

- ・ 前述の景観検討の進め方において景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい事業【連携】に分類された場合は、次のような流れで景観検討を行きましょう。

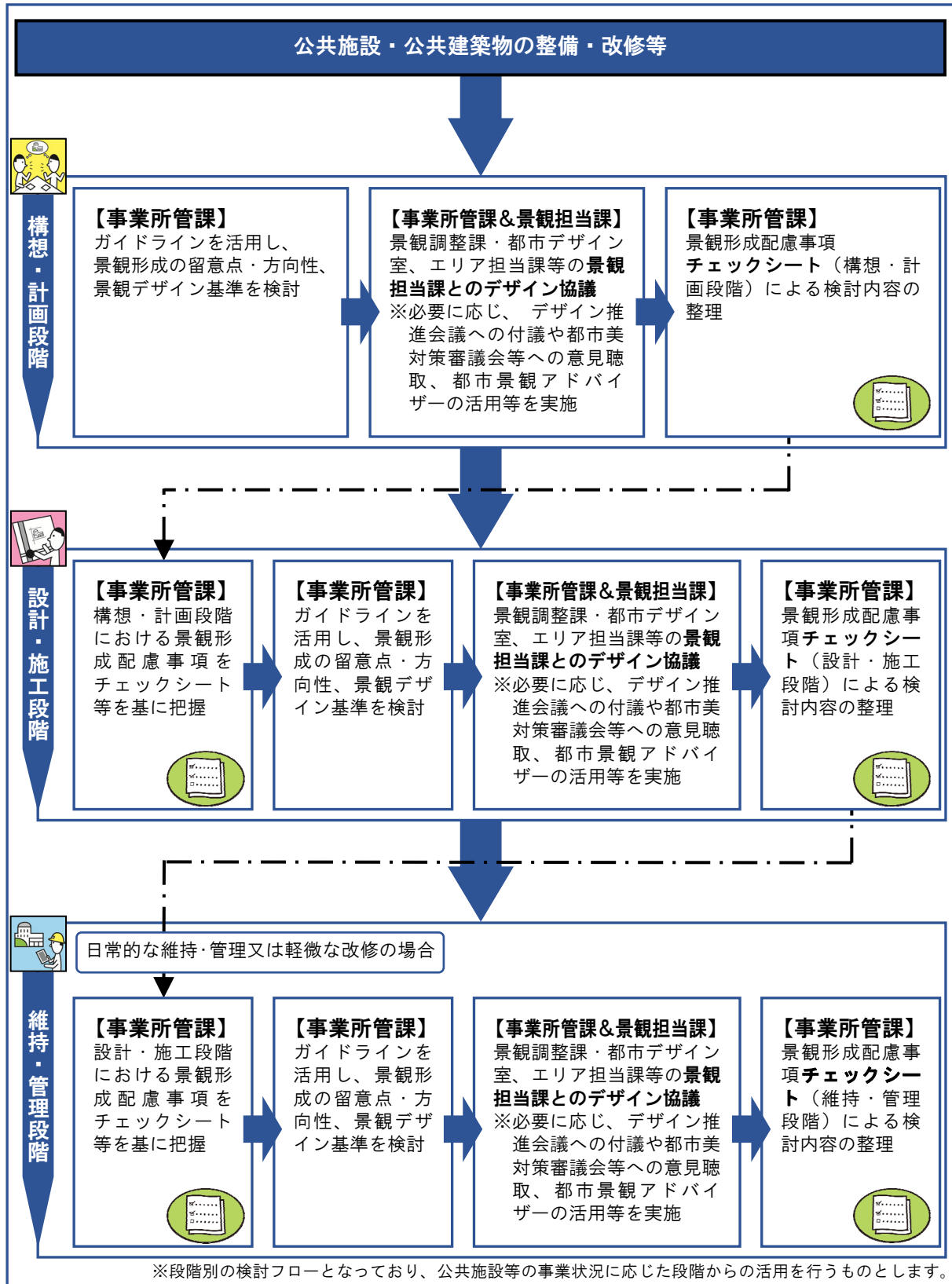


図1-6 【連携】事業における段階別の景観検討イメージ図

- ・段階ごとに、事業所管課においてガイドライン等を活用した検討を行った上で、**都市デザイン室や景観調整課、エリア担当課等との調整・協議を行い、十分な景観検討を実施しましょう。**  
必要に応じて、都市美対策審議会への意見聴取等を行うことも考えられます。
- ・協議終了後はチェックシートを用い、検討内容を整理し、検討資料一式と共に**次段階へ引き継ぐことが大切です。**
- ・前段階がある場合には、その**検討趣旨を十分に把握した上で、景観整備の方針等を再整理し、検討を行いましょう。**

※特に景観上重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設や景観重要建造物、景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物として位置付けることも考えられます。指定の手続は景観調整課が実施するため、まずは相談してください。

## 7-2. 検討体制について

- ・公共施設等の整備にあたっては、**事業所管課が中心となって景観デザインの検討を進めながら、必要に応じて都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等との調整・協議を実施します。**  
景観担当課等との連携により、事業を行う地域の景観特性についての理解を深めることで、これまでの蓄積を踏まえ、課題や求められる配慮等について様々な角度からの検討が可能になります。
- ・更に必要な場合には、景観形成の進め方や方針等について庁内の承認を得るために**デザイン推進会議**に諮ったり、**都市美対策審議会**への意見聴取、**都市景観アドバイザー**の活用、**市民からの意見収集、関連する周辺施設等の事業者との調整等**を行います。
- ・景観担当課は案件に応じこれらの活用・調整を進め、協力して景観面の質の向上を図ります。
- ・民間事業者と協働で実施する事業の場合は、ガイドラインを参考に、求められる配慮や方針をあらかじめ整理し、事業者の選定に活かします。また、**事業者の選定過程において、指名競争入札以外にもプロポーザル・設計競技等を活用し、質の高いデザインや創意工夫等を得られるよう努めます。**
- ・まずは、庁内外の関係者が**早い段階から景観形成の方針や考え方を共有し、その実現に向けて互いに協力することが重要です。**

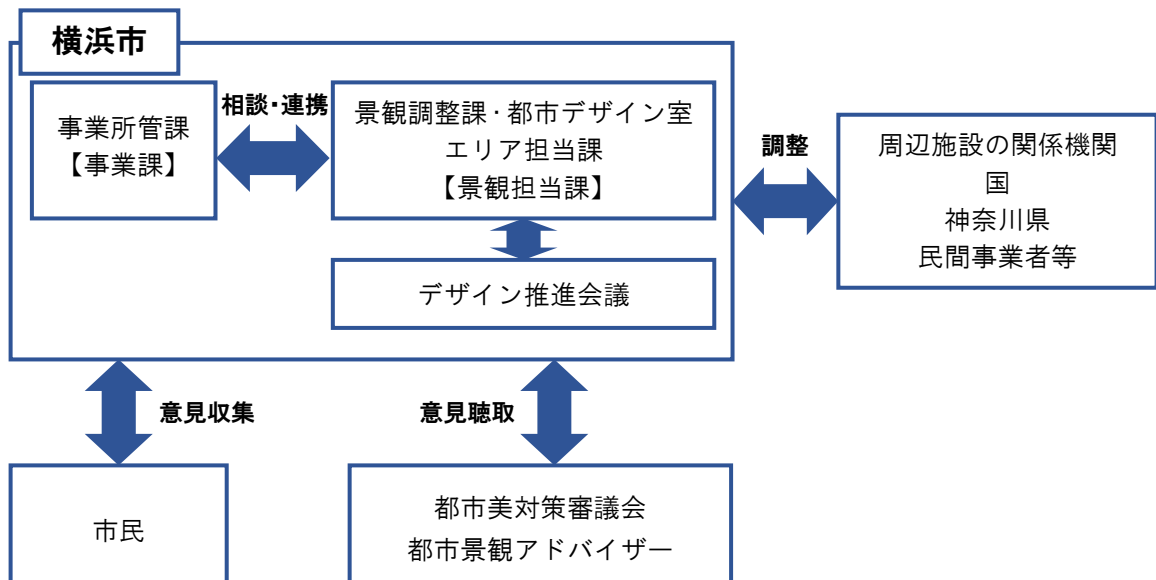


図1-7 【連携】事業における検討体制イメージ図



## コラム②： 景観重要公共施設・景観重要建造物・特定景観形成歴史的建造物とは

### ○景観重要公共施設とは（景観法第8条第2項第4号ロ及びハ）

景観上重要な公共施設を、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として景観計画に位置付けます。「景観重要公共施設の整備に関する事項」及び「景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準（占用等の許可の基準）」を景観計画に定め、管理者は景観計画に基づいて整備等を行うこととなります。



◆景観重要道路  
（中区日本大通／日本大通り）



◆景観重要都市公園  
（西区みなとみらい／グランモール公園）



◆景観重要港湾施設  
（中区新港／赤レンガパーク）

### ○景観重要建造物とは（景観法第19条）

良好な景観の形成に重要な建造物について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。法で定める基準と景観計画に定める指定の方針に従って指定を行います。景観重要建造物として指定された建造物は、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関する景観行政団体の長の許可等が必要となります。

なお、景観重要建造物は、公共建築物だけでなく、民間建築物も含め指定の対象となります。また、景観上重要なものであれば歴史的・文化的な価値によらず対象となります。

### ○特定景観形成歴史的建造物とは（景観条例第14条の2）

魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要な歴史的建造物について市長が指定するもので、市長は、これに指定をしたときには、保存活用計画を策定する必要があります。所有者は、保存活用計画に基づき建造物の維持管理を行うと共に、建造物の現状変更等を行う場合は事前に市長の許可が必要となります。

本制度を基に建築審査会の同意を得ることで、建築基準法第3条第1項第3号に基づき、建築基準法を適用除外とすることができ、歴史的建造物の価値を残したまま、バランスのとれた保全と利活用の検討が可能となります。



◆旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）  
（金沢区瀬戸）

## 8. 事業所管課においてガイドラインを活用し、景観検討を行う事業の景観検討の進め方【各自】

- ・ 前述の景観検討の進め方において、「事業所管課においてガイドラインを活用し、景観検討を行う事業【各自】」に分類された場合は、**第3章を参照しながら段階別に巻末の景観形成配慮事項チェックシート**を利用し、検討しましょう。
- ・ チェックシートの「**基本事項**」には、公共施設等の位置や周辺の景観特性等の基本的な事項をとりまとめ、該当場所の特性や背景を把握します。
- ・ 段階別のチェックシートでは、景観形成の目標や方針等を整理した上で、景観形成の留意点・デザイン手法について検討した結果をチェックし、**具体的に配慮した内容について記しましょう**。
- ・ 検討を進める上で、デザイン推進会議に諮ったり、都市美対策審議会等に意見聴取を行った場合は、そこでの意見についても整理し、記録しておきます。
- ・ 設計図書や打合せ資料、審議会資料等のチェックシート以外の書類についても、適宜チェックシートと共に保管し、次の段階の担当者へ引き継ぎます。
- ・ 各段階の担当者が、前段階までの検討事項等を読み込み、**景観形成の考え方を適切に引き継いでいくことが大切です**。



図1-8 【各自】事業における段階別の景観検討イメージ図

## 第2章 公共施設等の景観形成の考え方

### 1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割

道路、公園、河川、公共建築物等に代表される公共施設等は、市民の快適で安心・安全に暮らすことができる生活環境を実現するために欠かすことのできない役割を担っています。

また、公共施設等は、大規模な施設となることが多く、一度整備されると、長期にわたりその場にあり続ける**永続性の高い施設**であり、**人の目に触れる機会が多い**ことから、**景観への影響も大きい**ものです。

更に、道路や河川等が軸を形成し、公園や公共建築物等が拠点を形成するなど、**市の都市構造を形づくる骨格**として、人々に市のイメージを印象付けやすいものとなっています。

このように**公共施設等は、市の景観を構成する要素の中でも重要なもの**であり、その整備にあたっては、**魅力的な景観の形成を先導する役割**を担っていくことが求められます。

### 2. 公共施設等の景観形成の基本理念

#### 2-1. 基本理念

公共施設等の景観形成においては、次の3つを基本理念とします。

#### ◆先導／市や地域の景観形成を先導する公共施設等

公共施設等は、周辺の景観特性や周辺環境を尊重し、その場に蓄積されてきた景観になじませていくことを基本とし、**民間施設の景観形成を先導する役割**を担います。

更に、**市のランドマークとなる公共施設等**においては、**景観上の重要性を踏まえた十分な調整・検討**を行い、**地域の新しい景観を創出**するような優れた景観デザインを取り入れることなどにより、横浜らしい景観形成の推進に努めましょう。

#### ◆愛着／市民に愛され、大切に活用される公共施設等

公共施設等は、市民の快適な住環境を実現し、市民が魅力を感じられるものを目指します。

**市民から愛される公共施設等を整備していくことにより**、それらが後世に引き継がれ、**市の景観資産**となるように努めましょう。

#### ◆機能／市民が利用しやすく、安心・安全に暮らすことのできる公共施設等

公共施設等は、その機能を十分に満たしつつ、市民が安心・安全に利用することができることが基本となります。

また、派手な装飾等による過度な景観配慮をするのではなく、**洗練された普遍的なデザイン**等を用いることで**市民が利用しやすく、維持・管理のしやすいもの**となるよう努めましょう。

## 2-2. 基本的な考え方

基本理念を踏まえ、良好な景観形成に配慮した公共施設等の整備の推進を図るため、景観形成の基本的な考え方を次の通り設定します。

### ◆景観形成の一貫性を考える

公共施設等の整備においては、**構想・計画段階から維持・管理段階に至るまで、設計意図や景観形成の考え方を継承し、一貫性をもって考えていく必要があります。**

### ◆景観形成の連続性・一体性を考える

公共施設等の整備は、**施設内での各要素の総合的なバランスや周辺環境への調和に配慮し、当該施設内や周辺施設との連続性・一体性を考えていく必要があります。**

### ◆市民の想いを取り込み考える

公共施設等の整備においては、**市民の意見に積極的に耳を傾け、市民の地域や公共施設に対する想いを取り込みながら考えていく必要があります。**

### ◆地域らしさを考える

公共施設等の整備は、**周囲の歴史や風土に即した形態、素材を用いることで、その地域らしさを感じられるよう考える必要があります。**

### ◆時の経過を考える

公共施設等の整備は、整備後の維持・管理についての考慮や、**いつまでも愛される施設とするための飽きのこないデザインとするなど、時の経過を考える必要があります。**

### ◆機能性やコストを考える

公共施設等の整備は、景観面に配慮するだけでなく、**本来求められる機能性を十分に満たすとともに、資材の汎用性や経済性にも配慮する必要があります。**

## コラム③：横浜らしい景観をつくる10のポイント

「景観ビジョン」では、今ある景観と調和しながら、新たな魅力となる「横浜らしい景観」を生み出していくための事項を「横浜らしい景観をつくる10のポイント」としてまとめています。このポイントは複合的に重なり合うもので、いくつかのポイントを組み合わせた景観もあれば、1つのポイントに特化した景観も考えられます。各地域で大切にしたいポイントを共有して、皆で景観づくりに取り組むことが重要です。（詳細は「景観ビジョン」を参照）

### 横浜らしい景観をつくる10のポイント

- 1 街の個性と調和の取れた**魅力的な街並み**の形成
- 2 **安全で快適な歩行者空間**の景観づくり
- 3 **歴史的景観資源の保全と活用**による景観づくり
- 4 **水と緑の保全・活用と創出**による景観づくり
- 5 **身近な生活空間**での景観づくり
- 6 **人々の交流や賑わい**の景観づくり
- 7 街の個性を引き立たせる**夜間景観**
- 8 周囲に比べ、高さや大きさのある**建築物の景観的工夫**
- 9 **屋外広告物**の景観的配慮
- 10 想像力がかきたてられ、**物語性**が感じられる景観づくり



### 3. 各地域における景観づくりの方向性

横浜には地域ごとの歴史や風土、文化や伝統、人々や暮らし、技術や制度などを背景として形づくられてきた多様な景観が広がっています。「景観ビジョン」では、横浜市全域について、これらの背景の上にある景観の特徴ごとに分類した「横浜の景観構成図」を示しており、横浜の景観の特徴を、地形、歴史、都市機能、計画上の位置づけなどから大きく**6つのエリア**に分類しています（詳しくは「景観ビジョン」参照）。ここでは、各地域における景観づくりの方向性を紹介します。施設の計画にあたっては、**地域ごとの景観的特徴をふまえて進めることが重要**です。

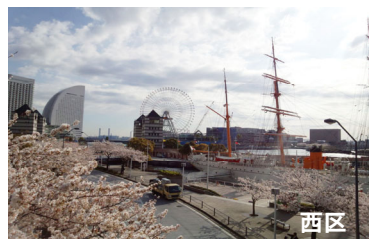
#### (1) 臨海部

- 物流・生産機能の再編などにあわせて、スケールの大きさをいかした景観づくりを進めていきます。
- 工場を中心とした市街地では、工場集積地としての良好な操業環境の維持を目指します。
- 海辺や川辺では、水辺景観の保全・創出や、見る・見られるの關係に配慮しながら、水辺に親しみを持つことができる景観をつくりま



#### (2) 都心部

- 多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、開港以来の歴史資源や文化資源を生かしつつ、快適な歩行者空間を整備し、人々の交流や回遊による賑わいのある景観を目指します。
- 港・水辺といった地区独特の魅力を感じられる場所、都市空間のやすらぎである緑をまちづくりの中で積極的に創出します。
- 駅前広場などの公共空間では、横浜らしいデザイン性にすぐれたものとし、横浜の玄関口としてふさわしい印象的な景観をつくりま
- 夜間景観を楽しむことができる歩行環境を整えるため、安全・安心だけでなく、居心地の良さや温かさを感じられる快適な光環境を目指します。



#### (3) 高密度な既成市街地

- 親しみのある街並みや高低差をいかした景観づくりを目指します。
- 駅前では街の玄関口としてその街の個性が見える景観を、幹線道路沿道では丘からの眺めや道路からの見通しなど、眺望を考慮した景観をつくりま
- 公園や街路樹、樹林地などを良好に維持し、歩いて楽しい街の景観をつくりま



#### (4) 郊外駅前及び周辺

- 地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人の交流をいかした景観づくりを進めていきます。
- 駅勢圏の大きな生活拠点駅前では、商業的な賑わいの街並みとの調和や公共空間の利活用による賑わいある景観を、駅勢圏の小さな生活拠点駅前では、日常的な賑わいと温かみを感じられる景観をつくります。
- 幹線道路沿いでは、沿道の大型店舗や周辺とのバランスに配慮し、季節感のある並木などによる潤いや連続性のある景観をつくります。



港北区



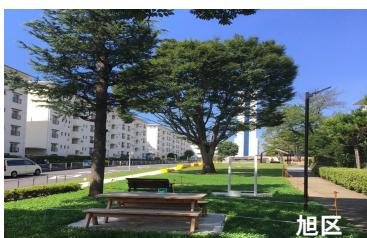
港北区



旭区

#### (5) 郊外住宅地

- 年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めていきます。
- 大規模な集合住宅では、整った街並みと緑豊かな環境をいかした景観や、歩いて楽しい街の景観を、戸建て住宅地では、宅地内の生垣や道路の街路樹など、民有地と公共用地で緑を感じることができる景観をつくります。
- 川辺・緑地では、生き物の生息・生育環境に適した緑地や水辺の景観を保全し、遊歩道や親水拠点をいかした心地よい景観をつくります。



旭区



栄区



戸塚区

#### (6) 水・緑と農のある郊外

- 身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通じた景観づくりを進めていきます。豊富な自然資源や社寺等の歴史資源をいかし、楽しみながら巡ることのできる景観や、地域の交流や活動を生み出していくような、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。
- まとまりのある緑の景観の保全とともに、散歩道や展望スポットの整備などにより眺望を楽しむことができる景観をつくります。



神奈川区



青葉区



緑区





## 第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法

ここでは、公共事業の「構想・計画段階」「設計・施工段階」「維持・管理段階」それぞれの段階における景観形成のポイントを説明します。

### 1. 構想・計画段階

#### ◆公共施設の機能や役割を明確にする

- ・施設の**機能や役割**、**立地条件**や**周辺特性**を把握し、効果的な施設となるよう計画しましょう。
- ・上位関連計画等を踏まえ、**公共施設等の位置付け**を明確にしましょう。
- ・構想・計画の景観形成上の意図や考え方を関係者と調整したうえで共有、明文化し、**各段階へ確実に継承**することが大切です。

#### ◆周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る

- ・周辺の**自然環境との調和**に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画としましょう。
- ・周辺の街並みや歴史的建造物等の**景観資源**、祭り・イベント等の地域の**歴史的背景**を考慮し計画しましょう。
- ・環境に対して、**極力負荷がかからない**よう配慮しましょう。

#### ◆基本は周辺景観に調和させる

- ・公共施設等は、原則として**周辺景観との調和**に配慮し、地域に馴染むように計画しましょう。
- ・周辺景観から際立たせたい公共施設等は、景観上の重要性を踏まえ、庁内関係課との協議や専門家等の意見聴取など十分に検討・調整を行った上で、市や地域のランドマークとして**洗練され優れたデザイン**となるよう計画しましょう。

#### ◆事業間の調整を図る

- ・事業地周辺で同種の公共事業が行われる場合、事業主体の違いによってデザインの不調和を招かないよう、**景観形成の考え方等**について必要に応じて**事業者間で調整**を行いましょう。また、民間による開発事業についても調整を図ることが望まれます。
- ・道路と建築物、公園等の公共事業が合わせて実施される場合は、**連続性や一体性に配慮**し、より魅力ある空間を創出できるよう、**事業者間で連携**して検討を行いましょう。



#### ◆長期的視野を持った構想・計画とする

- ・事業全体を通したライフサイクルコストや安全性、維持・管理面を考慮し、設計・施工段階や維持・管理段階にかかる関係部署と調整したうえで、**長期的視野**を持って構想・計画を策定するよう努めましょう。
- ・利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲で**ゆとりある空間**を確保しましょう。

#### ◆市民、専門家等との協働・連携を図る

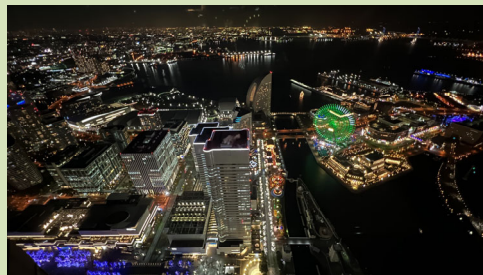
- ・専門家や地域住民等が把握している**景観資源や地域特性**を積極的に収集し、計画に反映するよう努めましょう。
- ・地域の**景観形成における先導的役割**を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法による、良好な景観形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進しています。その際には、質の高い確な提案を誘導するために、求められる景観上の配慮や課題をあらかじめ整理して条件等に盛り込むよう努めましょう。
- ・市民等の参加によるワークショップの実施等により、**市民や地域の想いを反映**するよう努めましょう。

### コラム④：横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン

これまで横浜市では、景観制度に基づくルールや、歴史的建造物のライトアップ等により、落ち着いた美しい夜間景観の創出を進めてきました。一方で、近年は、多色 LED 照明やプロジェクションマッピング等の照明技術の進歩や、ナイトタイムエコノミー活性化の推進などを背景に、都心臨海部を中心に、光を使用した大規模な夜間景観の演出イベントが増加しています。

市民・事業者・行政それぞれが、夜間景観形成の方向性や演出方法に対する理解を深め、個別の計画や設計に反映するとともに、市民や観光客が楽しむことのできる光のイベントが一層促進されることにより、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を策定しました。

魅力ある夜間景観を形成するため、照明を検討する際は、場所・空間や対象物に応じて効果的な手法等を選択することが必要です。照明計画をする際に関連する法律や各種基準等を踏まえた上で、このガイドラインで紹介した照明手法等を活用してください。（詳細は「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を参照）



都心臨海部の夜間景観



## 2. 設計・施工段階

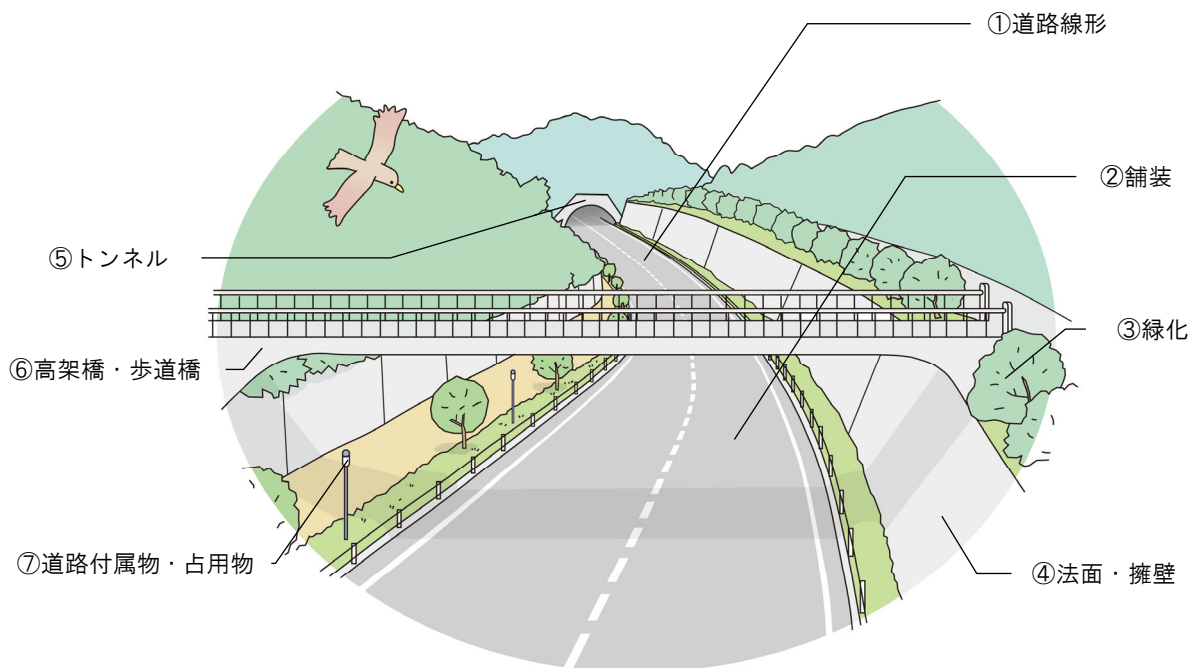
### 2-1. 道路

#### ◆基本的な考え方

- ・道路は、大勢の人々の往来や物の物流等に利用されるとともに、通風や日照の確保など、さまざまな機能を持っており、**地域の社会経済活動を支える重要な公共施設**です。

- ▶道路の整備を行う際には、**周囲の景観との調和**に配慮しながら、**ゆとりや快適性が感じられる工夫**を行う必要があります。

#### ◆留意点・デザイン手法

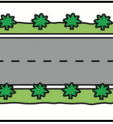


#### ①道路線形

- 地形の改変を可能な限り抑え、**地形を生かした線形**とする。
- 周辺の自然景観や地域の景観資源に対する**道路からの見え方**に配慮する。
- 歴史的街並み、歴史的建造物等の**景観資源の保全**に配慮する。



◆台地の尾根に沿った道路線形となっています  
(泉区岡津町)



## ②舗装

- 安全で快適な走行性や歩行性を確保する。
- 素材、意匠及び色彩は、**周辺景観と調和**するよう配慮する。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される**特殊な素材の採用を避ける**。



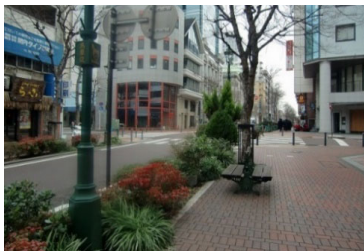
◆歩道に落ち着きのある色調のパターンを組み合わせることで**街並みに調和**させています  
(都筑区茅ヶ崎南)



◆自転車レーンに彩度を抑えた色を使用するとともに、**塗装部分を必要最小限に抑えています**  
(西区みなとみらい/国際橋)

## ③緑化

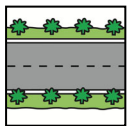
- 地域特性を考慮した街路樹や植栽帯等を設置し、**連続性や潤い**を感じることのできる空間を演出する。
- 街路樹等の樹種は、**維持管理のしやすさを重視**した上で、道路や歩道幅員、周辺の建築物、生育環境、地域や周辺の特性、季節感等に配慮して選定する。また、走行車や歩行者の**視点の移動を意識**し、移動方向に考慮したデザインとする。
- 地区の骨格を成す道路や、突き当りに景観資源を持つ道路等では、**並木等による見通し景観（ピスタ）**を形成する。
- 景観を特徴づけている**樹木**がある場合は、**その景観を保全**できるように、道路整備による影響範囲がその樹木に及ばないように計画する。
- 特に良好な景観資源がある場合には、その良好な景観を保全するため、**視点場からの景観**に配慮した樹木等の配置とする。



◆植栽帯に植えられた花が、街並みに**彩りと安らぎ**をもたらしています  
(中区太田町/馬車道)



◆成長した街路樹により**ピスタ景観**を形成しているとともに、沿道の建築物との**緩衝機能**を担い、街並みを潤い豊かにしています  
(中区日本大通/日本大通り)



#### ④法面・擁壁

- 法面は、できる限り現況の地形になじませる**緩やかな勾配**となるよう配慮する。
- 法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面により**圧迫感が生じない**よう配慮する。
- 法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、**周辺景観との調和**に配慮する。



◆擁壁に植栽ブロックを用いることで**圧迫感や威圧感を軽減**するとともに、背後の**自然景観との調和**を図っています  
(東京都町田市)

#### ⑤トンネル

- 周辺の地形や植生等の**自然の改変をできる限り抑え**、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。
- 坑口部壁面は、周辺の**自然景観と調和**した素材、意匠となるよう配慮する。



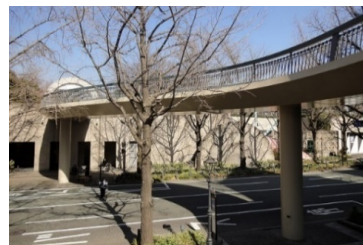
◆坑口部壁面のコンクリート面を少なくすることで、**緑豊かな印象**を与えています  
(金沢区能見台／能見台トンネル)

#### ⑥高架橋・歩道橋

- 高架橋・歩道橋は、基本的に周囲に**圧迫感や威圧感を与えない**よう配慮する。
- ランドマークとなる高架橋・歩道橋は、素材、構造形式、色彩を総合的に検討し、橋全体を様々な方向から見た場合の**見え方に配慮**したデザインとする。

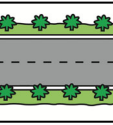


◆**彩度を抑えた色彩**を用いることで、周囲の景観を阻害することなく**調和**しています  
(中区桜木町／みなとみらい4号線架道橋)



◆落ち着いた**色彩**とともにゆるやかに弧を描く**形状**で**街並みのアクセント**となっています  
(中区山下町／ポーリン橋)





### ⑦道路付属物・占用物

- 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限り**シンプルな形状**とし、**必要最小限の設置**とする。
- 街路灯等は、**安全で快適**な走行性や歩行性を確保する。
- 地域特性**を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。
- 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、**街並みの連続性**に配慮する。
- 地区の骨格となっている道路、来訪者が集中する都心部や主要な観光地周辺等で、**無電柱化**を推進する。



◆**シンプルな形態意匠**が周囲の良好な景観を引き立て、調和しています  
(中区日本大通/日本大通り)



◆街路樹の間に木製のベンチが設置され、人々の滞留する**ゆとりのある空間**を創出しています  
(中区太田町/馬車道)

### コラム⑤：横浜市公共サインガイドライン

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり公共空間に設置するものです。様々な情報・機能の付加や街のイメージカラーの採用等により、街を演出するための道具としても活用されています。しかし、十分なサイン計画がないまま設置されると、形状や表示方法に統一がなくなるとともに管理が行き届かなくなるなど、問題が生じてしまいます。

そこで、街の魅力を高め、市民や来訪者にとってわかりやすい公共サインとなるよう、平成7年度に「**横浜市公共サインガイドライン**」を策定し、以後市ホームページで公開しています。歩行者を対象とした案内・誘導サインで、駅前等の拠点、道路、公園、緑地に設置、管理されるものを適用範囲とし、文字や地図の表記方法等を定めています。

公共施設等の整備に伴い公共サインの計画を行う場合は、「**公共サイン整備に係る事務手続要綱**」に沿って、都市整備局景観調整課と事前協議が必要になります。



誘導サイン



案内サイン

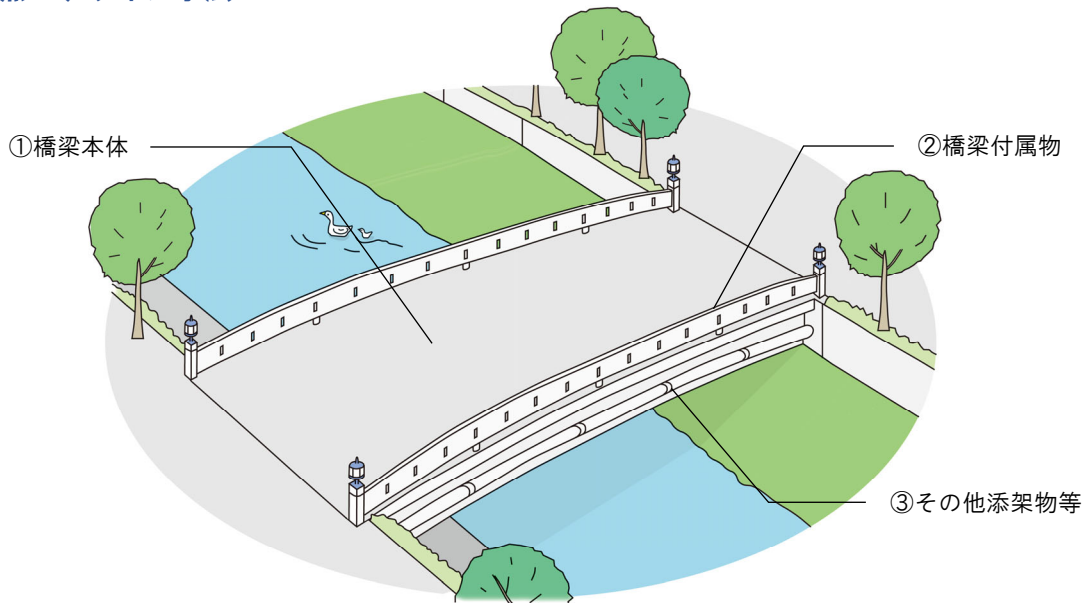
## 2-2. 橋梁

### ◆基本的な考え方

- ・橋梁は、道路の交通を支えるのみでなく、**人々に憩いを与える場**としても大切な公共施設です。また、その規模や周辺の景観特性等により、**地域のランドマーク**になりうる公共施設となっています。

- ▶ 橋梁の整備を行う際には、安全性や機能性を重視しつつ、地域の中での位置付けを踏まえた**周辺景観とのバランスに配慮**することが必要です。

### ◆留意点・デザイン手法



#### ① 橋梁本体

- 安全性や機能性を重視し、過度な装飾を避けた**シンプルなデザイン**とする。
- **維持管理**に十分配慮する。
- 桁側面や橋脚は、桁下からの見え方に配慮し、すっきりとした**軽やかなデザイン**とする。
- ランドマークとなる橋梁では、素材、構造形式、支間割、色彩を総合的に検討し、橋梁全体を様々な方向から見た場合の**見え方に配慮**したデザインとする。



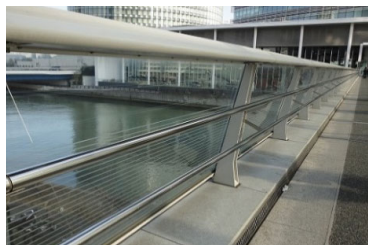
- ◆ 装飾されていない桁側面が、高欄の意匠を引き立てています  
(中区黄金町／末吉橋)



- ◆ 桁側面のシンプルな意匠が橋梁全体の姿を引き締めています  
(西区高島／はまみらいウォーク)

## ②橋梁付属物

- 高欄は、過度な装飾や彩度の高い色彩は避け、**シンプルで落ち着いた色彩**となるよう配慮する。
- 照明柱は高欄や連続する道路に設けられているものの色彩と**調和**させ、橋梁全体や道路との**連続性**に配慮する。
- 照明柱は耐用年数を考慮し、**維持管理しやすい構造**とするよう努める。
- ランドマークとなる橋梁では、上部構造や桁側面など、橋の構造やデザインを美しく見せるライトアップ等により**ランドマーク性を演出**する。



◆ガラスと最小限の横棧でシンプルにデザインされた高欄が高質な街並みを演出しています  
(西区高島／はまみらいウォーク)



◆橋の構造を生かした照明により特徴的なデザインを際立たせ、ランドマーク性を演出しています  
(中区桜木町～本町／さくらみらい橋)

## ③その他添架物

- 橋梁添架を行う場合は、桁間に設置できる構造形式を採用し、添架管の色彩を橋梁と合わせるよう調整するなど、**目立たないよう配慮**する。



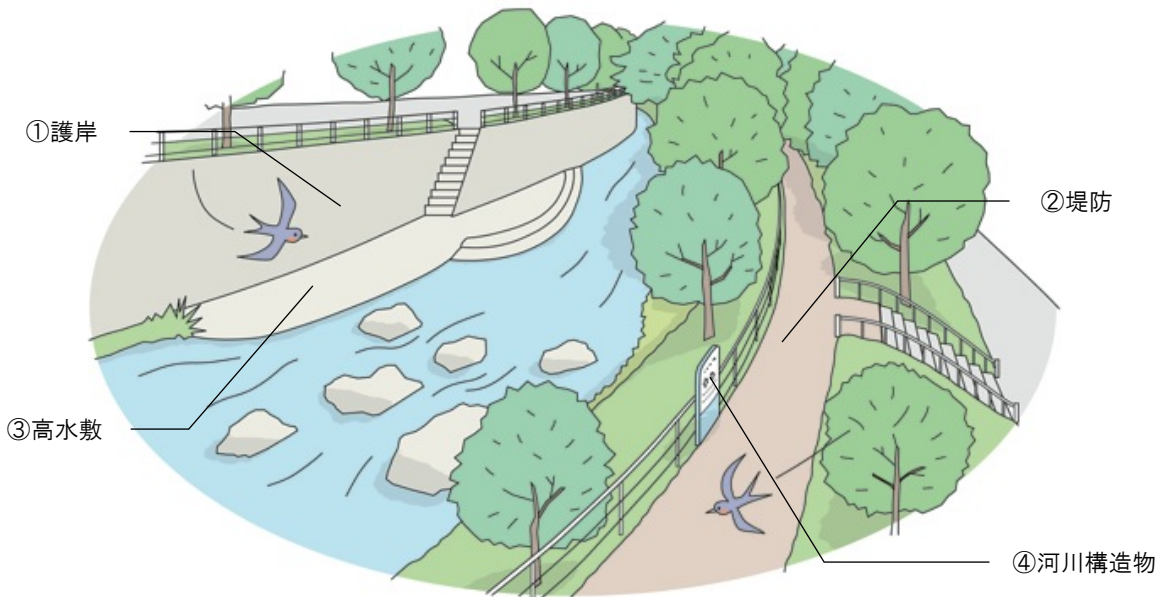
## 2-3. 河川・水路

### ◆基本的な考え方

- ・河川・水路は、古くから地域住民と深い関わりを持ち、治水や利水の面から**生活、産業、文化に大きな影響を及ぼしてきた公共施設**です。また、**多様な生き物の生育・生息環境**としての役割を担っているとともに、**市民が自然とふれあうことのできる貴重な公共空間**です。

- ▶河川・水路の整備を行う際には、**自然環境や地域の生活、歴史・文化と調和した景観形成を推進していく**必要があります。

### ◆留意点・デザイン手法



#### ①護岸

- 護岸の構造、形態、意匠及び素材は、**周辺景観との調和**に配慮して計画する。
- 生き物の生育・生息環境**に配慮した形態及び素材とする。
- 自然とのふれあいを感じることもできるよう、**親水空間の創出**に努める。
- コンクリート護岸等の場合は、大きな目地、骨材の工夫等により、**自然景観と調和**するよう配慮する。
- 伝統的河川工法**の採用や併用等について検討する。



◆石敷護岸が**自然とふれあう**ことのできる空間を創出しています  
(戸塚区舞岡町/舞岡川)



◆緑溢れる護岸が**周辺の自然景観と調和**しています  
(栄区尾月/いたち川)





## ②堤防

- 自然素材等の活用により、親水性を向上させ、**生態系の保全**に努める。
- 単調になりがちな景観に対して、坂道、階段、植栽等により**変化を与える**よう工夫する。
- 植栽や緑化にあたっては、周辺の**植生に配慮した樹種**等の採用に努める。



◆自然景観と調和した、快適な水辺の散策路を設けています  
(栄区尾月／いたち川)



◆坂道、階段、植栽等により親水広場を整備しています  
(泉区和泉町／和泉川)

## ③高水敷

- 公園、広場、遊歩道等の整備により**親水空間の創出**に努める。
- 花壇や植栽等により、できる限り**緑化**し、緑と水の**潤いのある景観**の創出に努める。



◆親水空間を整備し、水辺を身近に感じることのできる空間が創出されています  
(保土ヶ谷区川辺町／帷子川 (川辺公園))



◆堤防から水辺に降りる階段を整備し、水に触れあうことのできる空間が創出されています  
(栄区桂町／いたち川)

## ④河川構造物

- 水門・樋門の形態・意匠・色彩は、**地域の歴史、文化、周辺景観との調和**に配慮する。
- 柵は、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限り**シンプルな形状**とする。
- 柵は、安全上支障のない範囲で**必要最小限の設置**とする。
- 河川標識・案内板は、**統一化**を図り、控えめで**シンプルなデザイン**とし、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。



◆柵に自然素材を用いることで、周辺の**自然に馴染ん**でいます  
(栄区尾月／いたち川)



◆統一した案内版を設置することで、わかりやすく**一体感のある景観**を創出しています  
(港北区北新横浜／鶴見川)



## 2-4. 港湾・漁港

### ◆基本的な考え方

- 港は、古くから海上交通や流通の拠点となっており、**開港以来の歴史・文化を伝える**公共施設です。港のたたずまいは、先進性や情緒を感じることでできる景観を形成し、訪問者の心を和ませるものとなっています。

- それぞれの港の持つ**歴史・文化や個性を尊重し、安全性や水際へのアクセス性を考慮**するとともに、**周辺の街並みと一体的な景観を形成**し、海側からの眺めや、街からの海の眺めに配慮した潤いを感じることでできる**水辺空間の整備**を進めていくことが必要です。

### ◆留意点・デザイン手法



#### ①防波堤・護岸等

- 防波堤、護岸等の構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう、形態をコンパクトにしたり、また夜間の歩行空間の足元を照らすなど、**水辺との一体性**に配慮する。
- 防波堤、護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り**周辺景観との調和**に配慮する。



◆水際に沿った階段状の護岸が整備されています  
(中区新港／カップヌードルミュージアムパーク（新港パーク）)



◆ウッドデッキのボードウォークが整備され、水辺を感じることでできる空間を創出しています  
(中区桜木町／大岡川河口付近)

#### ②建築物等

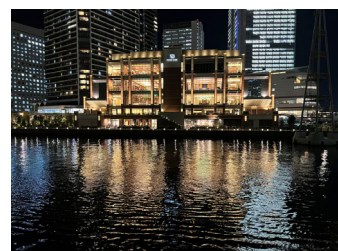
- 建築物は、**地域特性、歴史、文化**を踏まえたデザインとする。
- 港内のランドマークとなる建築物や水辺付近の建築物は、デザインや照明の水面への映り込みなど海上や周辺からの眺めを考慮し、**海との調和に配慮した先進性の高いデザイン**となるよう工夫する。



◆建築物の外壁の彩度を抑えた色彩とすることで、**海の青色と調和**しています  
(金沢区幸浦／金沢工場(ごみ焼却工場))



◆**先進的なデザイン**の採用により、港のランドマークとなっています  
(中区海岸通り  
／大さん橋国際客船ターミナル)



◆**ライトアップの水面への映り込み**により、水辺空間を演出しています  
(中区北仲通  
／ノートルダム横浜みなとみらい)

### ③緑化

- 潤いのある親しみやすい空間とするため、港の景観を生かした**臨海部の緑化**を図る。
- 緑化を行う際は、**海への眺望に配慮**した樹種の選定や配植を行うよう努める。
- 公園や広場は、人々が快適に集い憩える空間となるよう、**緑化や賑わいの創出**に努める。



◆人々が集い憩える水際の広場は、イベント利用も考慮して整備されています  
(中区海岸通り／象の鼻パーク)



◆高木等の植栽や広場の整備により、緑豊かな**水辺を感じる**ことのできる空間を創出しています  
(中区新港／カップヌードルミュージアムパーク(新港パーク))



留意点・デザイン手法

### コラム⑥：歴史的資源の継承

横浜には、関内の近代建築、山手の西洋館、郊外部の古民家、土木産業遺構などの横浜らしさを構成する要素となっている歴史的景観資源が多数存在します。魅力的な景観の形成を先導する役割を担っている公共事業では、これらの**歴史的資源を後世に引き継いでいくため、歴史的建造物の保全活用を行うとともに、文化財制度とも連携しながら、まちづくりの中で歴史的景観を保全していく必要があります。**

その手法としては、計画地の中にある歴史的資源を保全・活用し、より魅力的に見せるようなデザインにしたり、あるいは計画地の近くに歴史的資源があれば、その歴史的景観資源を際立たせ、調和した街並みを形成するようなデザインにするなど、状況に応じて様々です。保全対象の資源やその場所性を考慮し、適切な手法を用いて、歴史的資源の継承を行いましょう。



◆【港湾】石積護岸等の歴史的資産が保全されており、広場と一体となった景観を形成しています  
(中区海岸通り／象の鼻パーク)



◆【道路】歴史を感じることができる創建当時のデザインを保全しています  
(南区南太田／大原隧道)



◆【公共建築物】歴史的建造物を保全、中央に立つ塔が横浜の景観の中でもアクセントとなっています  
(中区日本大通／神奈川県本庁舎)

港湾・漁港

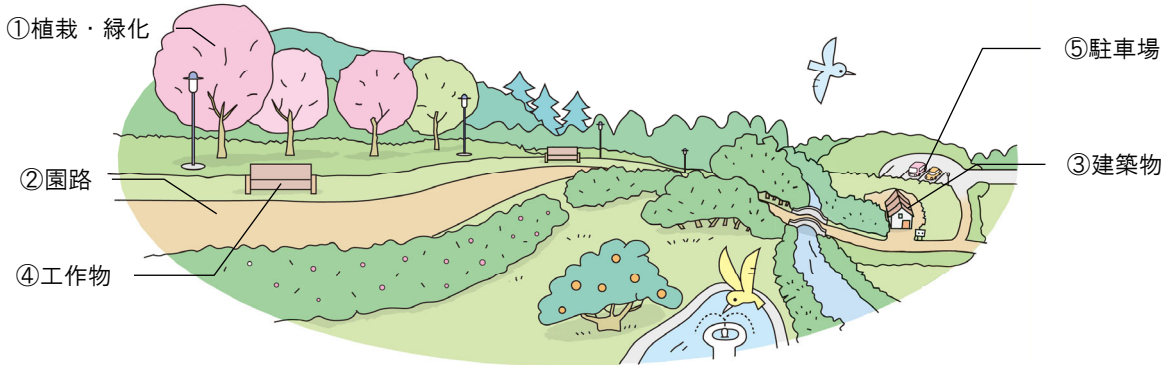
## 2-5. 公園・緑地

### ◆基本的な考え方

- 公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所や多様な生き物の生育・生息環境の場等といった、**多様な機能を持つ公共施設**です。
- また、**季節の変化を感じることができる貴重な空間**であるとともに、**都市全体の景観向上**にも深く寄与しています。

- 公園・緑地の整備を行う際には、各々の施設の持つ役割を踏まえ、自然との調和を図るなど、**市民が愛着を感じることのできる魅力的な景観を形成していくことが必要**です。

### ◆留意点・デザイン手法



#### ① 植栽

- 樹種の選定、配植にあたっては、①時の経過、②周辺の既存植生、③四季の移ろい、④園内や園外からの眺めに配慮する。
- 地域のシンボルとなっている樹木を保全・活用した植栽計画とする。
- 場所の機能・目的に応じた緑豊かな環境を創出し、まちの資産となるよう工夫する。  
(子どもが集い遊ぶ場、多様な生き物の生育・生息を支える環境、また災害避難場所としての機能を担う場等)



◆園路に沿って花や緑を配植し、四季を感じさせる美しい景観を形成しています  
(中区和田山/本牧山頂公園)



◆生長した木々が公園内と市街地との空間を隔て、落ち着いた空間を作っています  
(中区横浜公園/横浜公園)



◆多様な生き物の生育・生息を支える野鳥観察園が整備されています  
(金沢区長浜/長浜公園)

#### ② 園路

- 土や石材、木材等の自然素材や落ち着いた色彩を用いるなど、**周辺景観や園内の緑との調和に配慮**する。
- 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが利用しやすいよう配慮した**ユニバーサルデザインを導入**する。



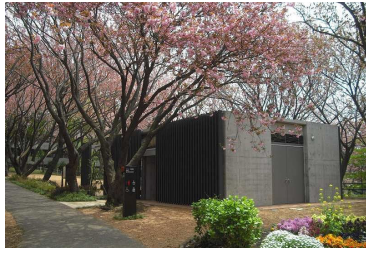
◆彩度を抑えた土色の園路が、周囲に広がる芝生や樹木などの自然的景観と調和しています  
(港北区大倉山/太尾南公園)





### ③建築物

- 周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、園内の樹木によるスカイラインに配慮する。
- 自然素材の活用や、シンプルで落ち着いた形態・意匠により、園内の自然との調和を図る。



◆トイレの外壁を茶系の色彩にすることで、公園の緑と調和しています  
(港北区菊名/菊名桜山公園)



◆建築物は周囲の木々を越えない高さに抑え、公園の景観に馴染ませています  
(旭区大池町/こども自然公園)

### ④工作物

- 柵、照明柱等は、過度な装飾は避け、シンプルな形態・意匠とし、園内の緑や周辺景観との調和に配慮する。
- ベンチなどの休憩スペースは、周辺の景観を眺められる視点場として、落ち着いた空間になるようデザインする。
- 遊具は、安全性や維持・管理面を考慮した上で、周辺景観との調和に配慮する。



◆落ち着いたデザインのパーゴラを設置し、人々が憩える休憩スペースを創出しています  
(都筑区茅ヶ崎南/茅ヶ崎公園)



◆茶系の落ち着いたデザインの照明やベンチが周辺の緑と調和しています  
(港北区大倉山/太尾南公園)



◆施設の特性を生かした遊具を設置し、賑わいを創出しています  
(旭区上白根町/よこはま動物園ズーラシア)

### ⑤駐車場

- 園内の自然的景観を阻害しないよう、配置や植栽等の緩衝帯の設置等の工夫を行い、周囲からの駐車車両の見え方に配慮する。
- 駐車場の舗装面に芝生や地被植物を用いるなど、場内の緑化を推進し、公園と一体となった景観づくりに配慮する。



◆駐車場の外周に高木や中低木を植栽することにより道路から自動車を見えにくくしています  
(保土ヶ谷区明神台/保土ヶ谷公園)



◆駐車場の舗装面を芝生で覆うことで、公園との一体感のある景観を形成しています  
(岐阜県各務原市/学びの森)

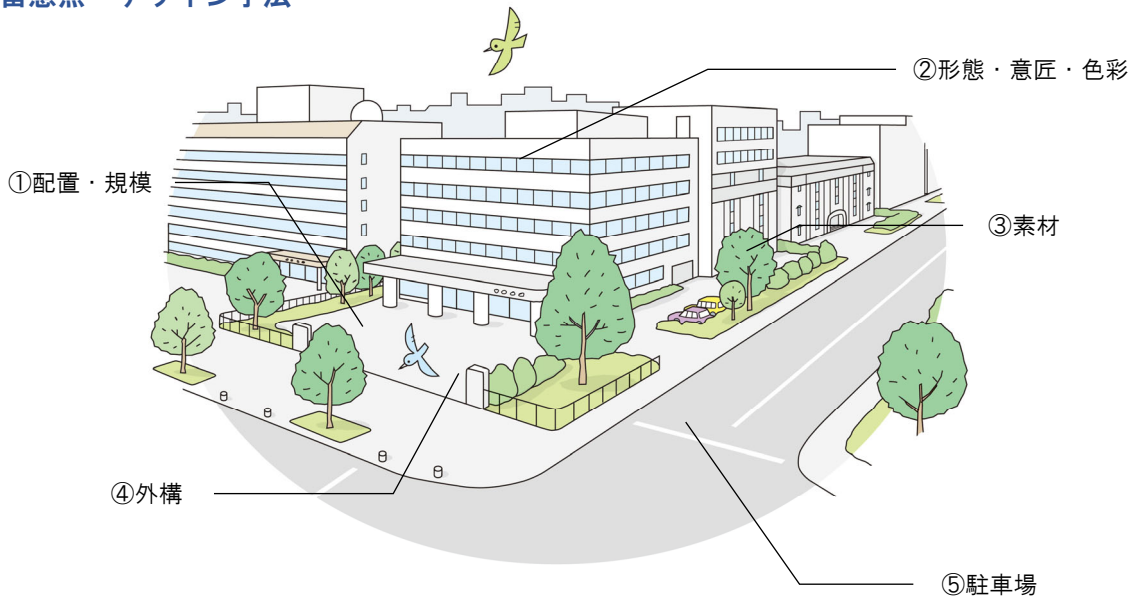
## 2-6. 公共建築物

### ◆基本的な考え方

・公共建築物は、庁舎をはじめ、学校施設、市民利用施設、公営住宅、都市基盤系施設等の様々な施設が対象となり、**市民生活と密接な関わりを持つとともに、その多くは多数の市民等が利用する施設で、地域のランドマークになりうるものです。**

▶公共建築物の整備を行う際には、その用途に応じて**開放的で親しみやすい施設とする**とともに、**周辺景観や歴史・文化等に配慮した質の高い建築物を目指す**ことが必要です。合わせて、**市民や施設関係者の意見や将来の維持管理にも十分配慮**して、材料や意匠、工法等の選定や設備計画を行うことが必要です。

### ◆留意点・デザイン手法



#### ①配置・規模

- 敷地改変を最小限に抑えるなど、**自然地形を生かした計画**とする。
- 道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と連携したオープンスペースを設けるなど、**ゆとりある空間を創出**する。
- 公園や広場等と隣接する場合は、それらと**調和した、魅力的な空間を創出**する。
- 周囲の街並みとの**連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模**とする。
- 市や地域のランドマークとなる建築物は、高さの組合せなどにより**周囲に圧迫感・長大感を与えないよう配慮**する。



◆敷地境界から後退し、樹木を植えることで、ゆとりと潤いのある空間を創出しています  
(港北区日吉／慶応義塾大学)



◆隣接する公園と一体となった広く豊かな空間が創出されています  
(瀬谷区二ツ橋町／瀬谷区役所と二ツ橋公園)



◆高層部を後退させることで、通りからの圧迫感を軽減し歴史的建造物を引き立てています  
(中区日本大通／横浜市情報文化センター)



## ②形態・意匠・色彩

- 周辺の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。
- 全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントを用いることなどにより、**地域のシンボル**となるよう努める。
- 屋上設備、避難施設等**は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する、又は建築物と一体的な形態・意匠・色彩の採用やルーバー等の設置により、**見えにくくなるよう配慮**する。
- 建築物に設置する**屋外広告物**は、建築物のデザインと統合した**質の高いデザイン**となるよう配慮する。
- 地域に新しい景観を創出するようなシンボル性が高いデザインを用いる場合は、**十分な広報等により市民の理解を得るよう努める**。



◆歴史的建造物を保全、中央に立つ塔がアクセントとなっています  
(中区日本大通／神奈川県本庁舎)

## ③素材

- 耐久性や耐候性を十分考慮して素材を選定する。
- 周辺景観、歴史、文化を踏まえた**素材の活用**に努める。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される**特殊な素材の採用を避ける**。



◆外壁が時間経過とともに風合いを増し、建築物全体に風格が感じられます  
(西区紅葉ヶ丘／県立青少年センター)



◆外壁の低層部に石材を用いることで落ち着きを感じる外観となっています  
(青葉区あざみ野南／アートフォーラムあざみ野)

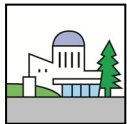
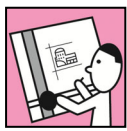
## コラム⑦：公共建築物等における自然素材の活用

平成22年10月、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するために「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。本法律では、地方公共団体においても国の施策に準じ、公共建築物の木材利用の促進に努めることとされています。また、神奈川県では平成17年に「公共施設の木造・木質化等に関する指針」が策定されました。

これらを受け、横浜市内においても木材利用の促進を図るため、県の指針に即するものとして、平成26年に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定しています。合わせて、木材を利用する際の基本事項、設計から維持管理で配慮すべき事項等について、**ガイドライン**としてまとめています。

景観形成上の観点からも、建築物等の素材に木材を使用することで、**暖かみや落ち着いた印象を与える**ことができます。特に自然的景観との調和が重視される計画や、親しみやすさが求められる建築物を計画するにあたっては、木材を利用することで、その効果が期待できると考えます。





#### ④外構

- 敷地内だけでなく、隣接する敷地や周辺道路等の公共空間との一体性や連続性に配慮する。
- 敷地内に地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、できる限り保全・活用する。
- 植栽は、周辺の既存植生と調和した樹種を選択し、周辺景観との調和に配慮する。
- 花や紅葉等といった四季を感じることでできる樹種を選択し、季節感の演出に努める。
- 柵・フェンス等を設ける場合は、道路に対し閉鎖的にならないよう配慮するとともに、意匠や色彩は建築物本体や周辺景観と調和するよう計画する。
- 個々の施設の特徴や建物の構造を生かした照明等により、昼間とは異なる夜間景観を演出し、シンボル性を高める。
- 照明による演出をする際は、周辺の立地状況を踏まえ、照明が眩しくなり過ぎないように調整したり、深夜の時間帯では演出を避けるなど、周囲へ配慮する。

留意点・デザイン手法



◆周辺景観との調和を考慮し、選択した樹種を植えています  
(港区港南/港区庁舎)



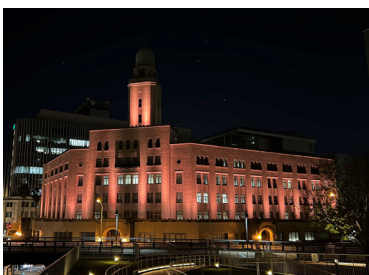
◆四季を感じる花々を植え、訪れる人をもてなしています  
(南区浦舟町/南区庁舎)



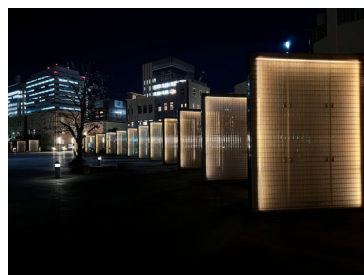
◆柵の緑化や植栽により、潤いを感じさせ、開放的なエントランス空間を創出しています  
(青葉区あざみ野南/アートフォーラムあざみ野)



◆ランドマークとなっている施設をライトアップし、シンボル性を高めています  
(中区新港/赤レンガ倉庫)



◆陰影を際立たせたライトアップにより昼間とは異なる夜間景観を演出しています  
(中区海岸通/横浜税関)



◆港の水面を大きく円形に囲うように配置した照明装置により、地区の象徴性を高めています  
(中区海岸通/象の鼻パーク)

#### ⑤駐車場

- 配置は、街並みに配慮した場所とする。
- 周囲を植栽等で囲うなどして、周辺の公共空間からの見え方に配慮する。



◆駐車場の屋上や壁面を緑化し、潤いのある景観を創出しています  
(西区老松町/野毛山有料駐車場)

公共建築物

## コラム⑧: 面的整備事業や公益施設の景観配慮

- ・面的整備事業や公益施設の整備にあたっては、景観に対して配慮することは重要です。第3章の各留意点やデザイン手法を適宜参照し、デザインしましょう。

### 【例1】

埋立事業「金沢シーサイドタウン」(金沢区並木)

- 道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と連携したオープンスペースを設けるなど、ゆとりある空間を創出する。(29頁 2-6 公共建築物①配置・規模より)

という留意点のように、以下のような景観配慮がなされています。



- ◆緑豊かな歩行者空間を整備し、沿道の街並みと一体となった落ち着いたきのある住宅地の景観を創出しています



- ◆街の中にオープンスペースを配置し、人々が集い、憩えるゆとりある空間を創出しています

### 【例2】

再開発事業「トツカーナ」(戸塚区戸塚町)

- 全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントを用いることなどにより、地域のシンボルとなるよう努める。(30頁 2-6 公共建築物②形態・意匠・色彩より)

という留意点のように、以下のような景観配慮がなされています。



- ◆全体的に白と茶色の落ち着いた色彩を用い、周辺の落ち着いた街並みと調和しています



- ◆落ち着いた色彩の中で、数種類のファサードのパターンをアクセントとして使い、賑わいを演出しています

### 【その他】

- 周辺の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。(30頁 2-6 公共建築物②形態・意匠・色彩より)

という観点をふまえた事例としては、以下のようなものが挙げられます。



- ◆大学施設との色彩調和に配慮し、機能やデザインに連続性・一体性を持たせています  
(港北区日吉/  
市営地下鉄グリーンライン日吉駅)



- ◆ガラスとガラスブロックによりデザインされ、周辺の落ち着いた街並みとの一体感を創出しています  
(西区みなとみらい/  
みなとみらい線みなとみらい駅)



- ◆周辺地区の街づくり協定のデザインテーマである「南欧スタイル」を取り入れ、回廊やスパニッシュ瓦を用いています  
(都筑区北山田/  
市営地下鉄グリーンライン北山田駅)







### 3. 維持・管理段階

#### ◆施設整備の意図を継承する

- ・ 構想・計画段階、設計・施工段階における**景観形成上の意図の把握**に努めましょう。それらを把握できる書面等がない場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、書面にまとめましょう。
- ・ 公共施設等の景観形成の意図を踏まえ、景観形成の一環性、継続性を確保しましょう。特に整備段階の主体と異なるものが維持管理を行う場合は、**景観形成上の意図を理解**したうえで行うよう留意しましょう。

#### ◆既存の素材や施設を活用する

- ・ 増築や改修等を行う場合には、当初整備時の**景観形成上の意図に沿って**計画しましょう。
- ・ 使用されている材料・施設の機能性や耐久性が十分な場合は、**極力再利用**するよう努めましょう。
- ・ 新しい材料等を使用する場合は、**新旧の違和感が生じない**よう配慮しましょう。

#### ◆新たなデザイン等を取り入れる場合は、当初整備時の意図に十分配慮する

- ・ 経年による劣化や維持管理上の課題、利用形態の変化等によって、増築や新しいデザイン要素を導入する場合には、当初の景観形成上の意図を把握したうえで、構想・計画段階や設計・施工段階の留意点・デザイン手法により、**改めて景観面の検討**を行いましょう。
- ・ 公共施設等に屋外広告物を掲出する際は、特に慎重に景観面の検討を行い、**周辺景観と調和した質の高いもの**としましょう。

#### ◆市民との協働による運営・活用を推進する

- ・ **日常的な見回り**を実施し、施設における破損等、異常の早期発見に努めましょう。
- ・ 日常的な点検や維持管理において市民、**利用者と協働**で行える項目を整理し、それらの実施に努めましょう。
- ・ **市民、利用者意見等**から景観上の問題点や課題を把握し、改修等の機会に活かすよう努めましょう。
- ・ 公共施設等の維持管理を行う**市民団体の運営や活動の支援**を積極的に行いましょう。
- ・ 公共施設等を利活用した祭りやイベントなどを、**市民や利用者と協働**で推進しましょう。

#### コラム⑨：屋外広告物を掲出する際の留意事項

屋外広告物（各種看板、広告板、横断幕等）を設置する場合は、原則として**横浜市屋外広告物条例**に基づき、許可申請が必要です。地方公共団体が設置する場合であっても、**条例に基づく協議**を行い、**景観計画・景観条例、地区計画、街づくり協議等関係法令**に沿って設置する必要があります。

また、屋外広告物は、公共の空間において誰もが見るため、市民の共通の財産である良好な景観を損ねる可能性があります。特に、公共施設等に掲出する場合は、本市が良好な景観形成を先導する立場であることを考慮し、広告物の内容・種類を問わず、周辺の景観と調和し、地域の景観形成に貢献するなど、**民間の模範となるような質の高い内容とする**必要があります。

公共施設等への屋外広告物の掲出を検討する場合は、「**行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン**」（平成22年3月策定）を遵守するとともに、都市整備局景観調整課屋外広告物担当までご相談ください。

# 巻末付録

## 目次

◆景観形成配慮事項チェックシート.....	35
基本事項.....	35
構想・計画段階.....	37
設計・施工段階	
道路.....	39
橋梁.....	41
河川・水路.....	43
港湾・漁港.....	45
公園・緑地.....	47
公共建築物.....	49
維持・管理段階.....	51
◆景観に関連する計画・ガイドライン.....	53
◆用語集.....	54
◆景観重要公共施設・景観重要建造物の指定状況（令和4年9月現在）.....	56



<p>周辺の景観特性 他</p>	<p><input type="checkbox"/> その他景観配慮が特に求められる場合【相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 景観上重要な立地 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 歴史的建造物等の重要な景観資源に近接する（ ）</li> <li><input type="checkbox"/> 主要駅前で街の顔を作る立地（ ）</li> <li><input type="checkbox"/> 里山等特徴的な景観を持つ地区（ ）</li> <li><input type="checkbox"/> その他（ ）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> シンボリックなデザインを採用する、地区の景観を新しく創出する試みを行う場合</li> <li><input type="checkbox"/> 公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱する、従前の街並みを大きく変えるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 多数の市民が利用する公共建築物（庁舎、地区センター、公会堂、図書館等）</li> <li><input type="checkbox"/> その他（ ）</li> </ul>
<p>その他</p>	<p><b>【その他特記事項】</b>  ※特記すべき周辺の状況（市民の関わり方など）や周辺景観の写真等</p>



構想・計画段階



記入年月日：

担当部署：

担当者：

施設名			
事業担当課名		区・局・事業本部	課・室
景観形成の 目標・方針			

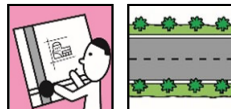
留意点・デザイン手法	
キーワード	配慮・検討した内容
<b>公共施設の機能や役割を明確にする</b>	
<input type="checkbox"/> 立地条件・周辺特性  <input type="checkbox"/> 上位関連計画等  <input type="checkbox"/> 意図・考え方の継承	
<b>周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る</b>	
<input type="checkbox"/> 自然環境との調和  <input type="checkbox"/> 周辺の景観資源・ 歴史的背景  <input type="checkbox"/> 環境への負荷	
<b>基本は周辺景観に調和させる</b>	
<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和  <input type="checkbox"/> 十分な検討・調整	
<b>事業者間の調整を図る</b>	
<input type="checkbox"/> デザインの調和  <input type="checkbox"/> 連続性・一体性	
<b>長期的視野を持った構想・計画とする</b>	
<input type="checkbox"/> 長期的視野  <input type="checkbox"/> ゆとりある空間	

留意点・デザイン手法	
キーワード	配慮・検討した内容
市民、専門家等との協働・連携を図る	
<input type="checkbox"/> 情報収集  <input type="checkbox"/> 設計者・コンサルタントの選定方式  <input type="checkbox"/> 市民・地域の想い	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】



記入年月日：

担当部署：

担当者：

施設名			
事業担当課名	区・局・事業本部		課・室
景観形成の 目標・方針			

留意点・デザイン手法	
キーワード	配慮・検討した内容

道路線形	
<input type="checkbox"/> 地形を生かす <input type="checkbox"/> 景観資源の見え方 <input type="checkbox"/> 景観資源の保全	

舗装	
<input type="checkbox"/> 安全性・歩行性 <input type="checkbox"/> 周辺環境との調和 <input type="checkbox"/> 汎用性の高い素材	

緑化	
<input type="checkbox"/> 連続性・潤い <input type="checkbox"/> 街路樹の樹種選定 <input type="checkbox"/> 見通し景観（ビスタ） <input type="checkbox"/> 既存樹木の保全・活用 <input type="checkbox"/> 視点場からの景観配慮	

法面・擁壁	
<input type="checkbox"/> 緩やかな勾配 <input type="checkbox"/> 圧迫感の軽減 <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和	

トンネル	
<input type="checkbox"/> 自然の改変の抑制 <input type="checkbox"/> 自然景観と調和	

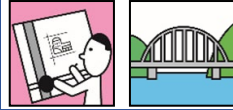
留意点・デザイン手法	
キーワード	配慮・検討した内容
<b>高架橋・歩道橋</b>	
<input type="checkbox"/> 圧迫感・威圧感の軽減  <input type="checkbox"/> 見え方への配慮	
<b>道路付属物・占用物</b>	
<input type="checkbox"/> 防護柵等： シンプルな形状 <input type="checkbox"/> 街路樹等： 走行性・歩行性の確保 <input type="checkbox"/> 街路樹等： 地域特性への配慮 <input type="checkbox"/> 街並みの連続性 <input type="checkbox"/> 無電柱化	

**【その他配慮事項】**

**【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】**

**【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】**



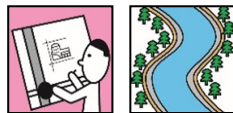


施設名			
事業担当課名	区・局・事業本部	課・室	
景観形成の 目標・方針			
<b>留意点・デザイン手法</b>			
	キーワード	配慮・検討した内容	
<b>橋梁本体</b>			
	<input type="checkbox"/> シンプルなデザイン  <input type="checkbox"/> 維持管理への配慮  <input type="checkbox"/> 桁側面・橋脚： 見え方への配慮  <input type="checkbox"/> 様々な方向からの 見え方への配慮		
<b>橋梁付属物</b>			
	<input type="checkbox"/> 高欄：色彩に配慮  <input type="checkbox"/> 照明柱：周辺との 連続性への配慮  <input type="checkbox"/> 照明柱：維持管理 しやすい構造  <input type="checkbox"/> ランドマーク性の演出		
<b>その他添架物等</b>			
	<input type="checkbox"/> 目立たないように配慮		

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】



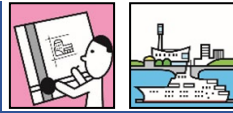
<b>施設名</b>			
<b>事業担当課名</b>		区・局・事業本部	課・室
<b>景観形成の目標・方針</b>			
<b>留意点・デザイン手法</b>			
<b>キーワード</b>		<b>配慮・検討した内容</b>	
<b>護岸</b>			
<input type="checkbox"/> 周辺景観との調和 <input type="checkbox"/> 生物の生息環境 <input type="checkbox"/> 親水空間の創出 <input type="checkbox"/> コンクリート護岸等：自然景観との調和 <input type="checkbox"/> 伝統的河川工法の検討			
<b>堤防</b>			
<input type="checkbox"/> 生態系の保全 <input type="checkbox"/> 変化に富む景観 <input type="checkbox"/> 周辺の植生に配慮した樹種選定			
<b>高水敷</b>			
<input type="checkbox"/> 親水空間の創出 <input type="checkbox"/> 潤いのある景観の創出			
<b>河川構造物</b>			
水門・樋門： <input type="checkbox"/> 歴史・文化・周辺景観への配慮 <input type="checkbox"/> 柵：シンプルな形状 <input type="checkbox"/> 柵：必要最小限の設置 <input type="checkbox"/> 河川標識・案内板：景観上の影響へ配慮			

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】





<b>施設名</b>			
<b>事業担当課名</b>		区・局・事業本部	課・室
<b>景観形成の 目標・方針</b>			
<b>留意点・デザイン手法</b>			
<b>キーワード</b>		<b>配慮・検討した内容</b>	
<b>防波堤・護岸等</b>			
<input type="checkbox"/> 水辺との一体性    <input type="checkbox"/> 周辺環境との調和			
<b>建築物等</b>			
<input type="checkbox"/> 地域特性、歴史、文化    <input type="checkbox"/> 海との調和に配慮			
<b>緑化</b>			
<input type="checkbox"/> 臨海部の緑化    <input type="checkbox"/> 海への眺望に配慮    <input type="checkbox"/> 賑わいの創出			

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

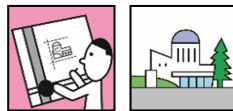


<b>施設名</b>			
<b>事業担当課名</b>		区・局・事業本部	課・室
<b>景観形成の目標・方針</b>			
<b>留意点・デザイン手法</b>			
<b>キーワード</b>		<b>配慮・検討した内容</b>	
<b>植栽・緑化</b>			
<input type="checkbox"/> 樹種の選定・配植に対する配慮  <input type="checkbox"/> シンボルツリーの保全・活用  <input type="checkbox"/> 機能・目的に応じた緑豊かな環境創出			
<b>園路</b>			
<input type="checkbox"/> 周辺景観や園内の緑との調和  <input type="checkbox"/> ユニバーサルデザイン			
<b>建築物</b>			
<input type="checkbox"/> 樹木によるスカイライン  <input type="checkbox"/> 園内の自然との調和			
<b>工作物</b>			
<input type="checkbox"/> 柵・照明柱等： シンプルな形態・意匠  <input type="checkbox"/> 休憩スペース：視点場として落ち着いた空間デザイン  <input type="checkbox"/> 遊具： 周辺景観との調和			
<b>駐車場</b>			
<input type="checkbox"/> 周辺からの駐車車両の見え方に配慮  <input type="checkbox"/> 公園と一体となった景観づくり			

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】



記入年月日：

担当部署：

担当者：

<b>施設名</b>			
<b>事業担当課名</b>		区・局・事業本部	課・室
<b>景観形成の目標・方針</b>			
<b>留意点・デザイン手法</b>			
<b>キーワード</b>		<b>配慮・検討した内容</b>	
<b>配置・規模</b>			
<input type="checkbox"/> 自然地形を生かす <input type="checkbox"/> ゆとりある空間の創出 <input type="checkbox"/> 公園・広場等と一体的な魅力的な空間創出 <input type="checkbox"/> 周辺の街並み・スカイラインに配慮 <input type="checkbox"/> 周囲に圧迫感・長大感を与えない			
<b>形態・意匠・色彩</b>			
<input type="checkbox"/> 地域特性、歴史、文化との調和 <input type="checkbox"/> 地域のシンボル <input type="checkbox"/> 屋上設備等：公共空間から見えにくく <input type="checkbox"/> 屋外広告物：質の高いデザイン <input type="checkbox"/> 市民理解を得る			
<b>素材</b>			
<input type="checkbox"/> 耐久性・耐候性を考慮 <input type="checkbox"/> 周辺景観、歴史、文化をふまえる <input type="checkbox"/> 特殊素材の使用を回避			
<b>外構</b>			
<input type="checkbox"/> 隣地等との一体性・連続性 <input type="checkbox"/> シンボルツリーの保全活用 <input type="checkbox"/> 既存植生と調和した樹種 <input type="checkbox"/> 季節感の演出 <input type="checkbox"/> 柵等：閉鎖的にしない・建築物・周辺景観との調和 <input type="checkbox"/> 夜間景観の演出			



留意点・デザイン手法	
キーワード	配慮・検討した内容
駐車場	
<input type="checkbox"/> 街並みに配慮  <input type="checkbox"/> 周辺からの見え方	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】



施設名			
事業担当課名	区・局・事業本部	課・室	
景観形成の 目標・方針			

留意点・デザイン手法	
キーワード	配慮・検討した内容

施設整備の意図を継承する	
<input type="checkbox"/> 景観形成上の意図の把握・整理  <input type="checkbox"/> 景観形成の一貫性・継続性の確保	

既存の素材や施設を活用する	
<input type="checkbox"/> 景観形成上の意図に沿った計画  <input type="checkbox"/> 施設・材料の再利用  <input type="checkbox"/> 新旧材料の統一感	

新たなデザインを取り入れる場合は、当初整備時の意図に十分配慮する	
<input type="checkbox"/> 景観面の再検討  <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和	

市民との協働による運営・活用を推進する	
<input type="checkbox"/> 日常的な見回り <input type="checkbox"/> 市民・利用者と協働での点検・管理 <input type="checkbox"/> 市民・利用者意見等の活用 <input type="checkbox"/> 市民団体の支援 <input type="checkbox"/> 市民・利用者と協働での利活用推進	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

## 巻末 景観に関連する計画・ガイドライン

本ガイドラインの他、景観形成に取り組む際に参考となる計画・ガイドラインは以下の通りです。  
適宜参考にして、景観検討を行いましょ。

○横浜市に関連計画	
横浜市景観ビジョン	平成 18 年 12 月策定 平成 31 年 3 月改定
横浜市景観計画	平成 20 年 4 月策定 令和 5 年 1 月変更予定
都市景観協議地区・都市景観形成ガイドライン（各地区）	
横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン	令和 4 年 7 月策定
横浜市都市計画マスタープラン	平成 12 年 1 月策定 平成 25 年 3 月改定
横浜市公共サインガイドライン	平成 8 年 3 月策定 平成 30 年 4 月改訂
横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針	平成 26 年 4 月策定
横浜市木材利用促進ガイドライン	平成 26 年 4 月策定 平成 28 年 4 月改訂
行政財産への屋外広告掲出ガイドライン	平成 22 年 3 月策定
横浜市環境配慮指針	平成 23 年 6 月策定 令和 3 年 4 月改定
○国土交通省が策定している公共事業景観形成ガイドライン ※3 頁参照	
景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」	平成 17 年 3 月（案）策定 平成 23 年 6 月改訂
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成 16 年 5 月策定 平成 24 年 3 月改定
官庁営繕事業における景観検討の基本方針（案）	平成 19 年 4 月策定
河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	平成 18 年 10 月策定
砂防関係事業における景観形成ガイドライン	平成 19 年 2 月策定
海岸景観形成ガイドライン	平成 18 年 1 月策定
住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月策定
港湾景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月策定
航路標識整備事業景観形成ガイドライン	平成 16 年 6 月策定
道路デザイン指針（案）	平成 17 年 4 月策定 平成 29 年 10 月改定
景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	平成 29 年 10 月策定
○神奈川県が策定している公共事業景観ガイドライン	
公共事業における景観づくりの手引き	平成 19 年 10 月策定
○その他の参考事例集	
国土技術政策総合研究所「景観デザイン規範事例集」	平成 20 年 3 月
良好な道路景観と賑わい創出のための事例集	平成 26 年 3 月

### エリア担当課

地域のまちづくりを担当している主に都市整備局内の各課（地域まちづくり課、都心再生課、横浜駅・みなとみらい推進課等）。景観推進地区・都市景観協議地区においては、制度の運用担当課。

### 屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。（屋外広告物法第2条第1項）

### 景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

### 景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めることができる制度のこと。

### 景観重要建造物

良好な景観の形成に重要な建造物について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの。法で定める基準と景観計画に定める指定の方針に従って指定を行う。景観重要建造物として指定された建造物は、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関しての景観行政団体の長の許可等が必要となる。

### 景観重要公共施設

景観上重要な公共施設を、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として景観計画に位置付けるもの。「景観重要公共施設の整備に関する事項」及び「景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準（占用等の許可の基準）」を景観計画に定め、管理者は景観計画に基づいて整備等を行うこととなる。

### 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援等の仕組み等を定めた法律として、平成16年6月に成立し、公布された。

### 建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束（協定）」を互いに決め、一般的に地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。また、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力は引き継がれる。

### 公共サイン

不特定多数が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称です。公的機関（国、都道府県、市区町村、公共交通事業者、公共施設管理者等）が設置主体となり、公共空間に設置するもの。

### 地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。



## デザイン推進会議

建築物・土木構造物等都市景観を構成する物件の整備のうち、横浜の顔となるようなシンボル性の高いもの、都市景観形成に対する影響が大きいと予測されるもの等について、横浜らしい質の高い景観形成に資するものとするため設置する庁内会議。所掌事務は、(1)デザイン調整の対象と方向性の決定、(2)重要案件のデザインに関する助言、(3)その他横浜らしい質の高い景観形成の推進に必要な事項。会長は副市長、事務局は都市デザイン室。

## 特定景観形成歴史的建造物

魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要な歴史的建造物について市長が指定するので、市長は、これに指定をしたときには、保存活用計画を策定する必要がある。所有者は、保存活用計画に基づき建造物の維持管理を行うと共に、建造物の現状変更等を行う場合は事前に市長の許可が必要となる。本制度を基に建築審査会の同意を得ることで、建築基準法第3条第1項第3号に基づき、建築基準法を適用除外とすることができ、歴史的建造物の価値を残したまま、バランスのとれた保全と利活用の検討が可能となる。

## 都市景観アドバイザー

都市景観協議（景観条例第8条）及びその他の助言（同第18条）を行うにあたり、必要な場合に、市長が専門的見地からの意見を聴くために設置されている。アドバイザーは、横浜市都市美対策審議会の委員及び専門委員または専門的知識を有する者から市長が選任し、次に掲げる事項の基本的な方向性について市長に対して意見を述べる。

- (1) 建築物及び工作物等の形態及び意匠等に関する事項
- (2) 市が実施する公共事業で、都市景観の形成に配慮が求められる事項
- (3) その他魅力ある都市景観の創造に関する事項

根拠：横浜市都市景観アドバイザー設置要綱（平成24年12月6日都デ第505号（局長決裁））

## 都市景観協議地区

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）などを定めたもの。地区内においては、あらかじめ定めてある方針や行為指針に基づき、事業者と横浜市が創造的な協議を行い、質の高い都市景観の創造を目指す。

## 都市景観形成ガイドライン

景観計画における景観推進地区に定められた方針と景観形成基準、都市景観協議地区に定められた方針と行為指針について地区ごとにまとめたもの。

## 街づくり協議地区

市街地開発事業等の推進、都市基盤の整備、都市機能の集積、土地利用の誘導、街並みの誘導、歩行者空間の整備などを推進するため、市長が協議が必要と認め指定した地区のこと。指定した地区において、指針を定め、市民の協力のもとに街づくりに関する協議を行うことにより、利便性が高く、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を誘導している。

## 横浜市屋外広告物条例・規則

横浜市では、屋外広告物法に基づき条例と規則を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることに努めている。広告物等を表示又は設置してはいけない場所や物件、広告物等の基準（形状、規模、色調その他表示の方法及び設置の位置）などが定められており、広告物等を表示又は設置しようとするときは、横浜市長の許可が必要になる。

## 横浜市都市美対策審議会

昭和40年に横浜市都市美対策審議会条例に基づき設置され、本市の都市デザイン活動の歩みとともに行われてきた審議会。都市の美観の向上や魅力ある都市景観づくりを図ることを目的に、建物や街並みの美観、デザインなどのほか、「景観法」や「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく景観ルールに関する事など、重要事項について審議を行う。

## 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定めた条例（平成18年2月15日公布、平成18年4月1日施行）。

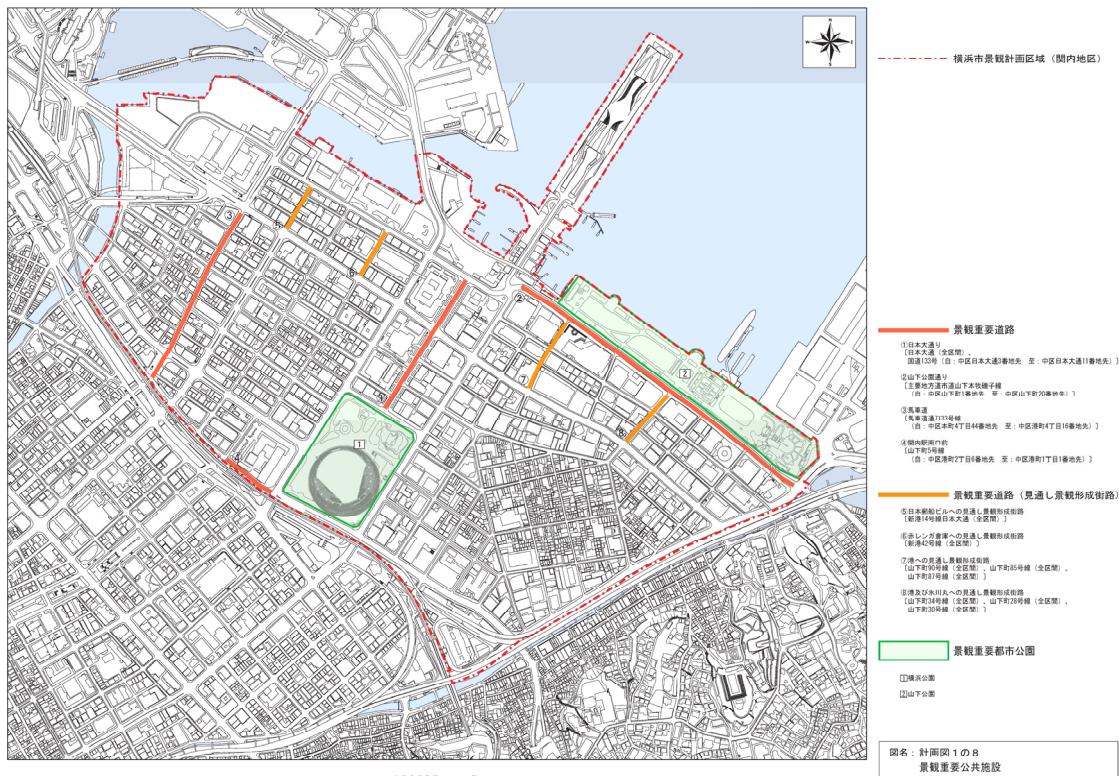
# 巻末 景観重要公共施設・景観重要建造物の指定状況（令和4年9月現在）

■景観重要公共施設：現在、景観推進地区4地区内のみ指定されています。（景観法第8条）

景観推進地区	道路	公園	港湾施設
関内地区	日本大通り、馬車道 他	山下公園、横浜公園	
みなとみらい21 中央地区	地区内の全ての道路法 第2条に基づく道路	グランモール公園 高島中央公園	臨港パーク 日本丸メモリアルパーク
みなとみらい21 新港地区	地区内の全ての道路法 第2条に基づく道路		地区内の全ての港湾法 第2条に基づく緑地、道路
山手地区	山手本通り 谷戸坂	港の見える丘公園 元町公園 他	

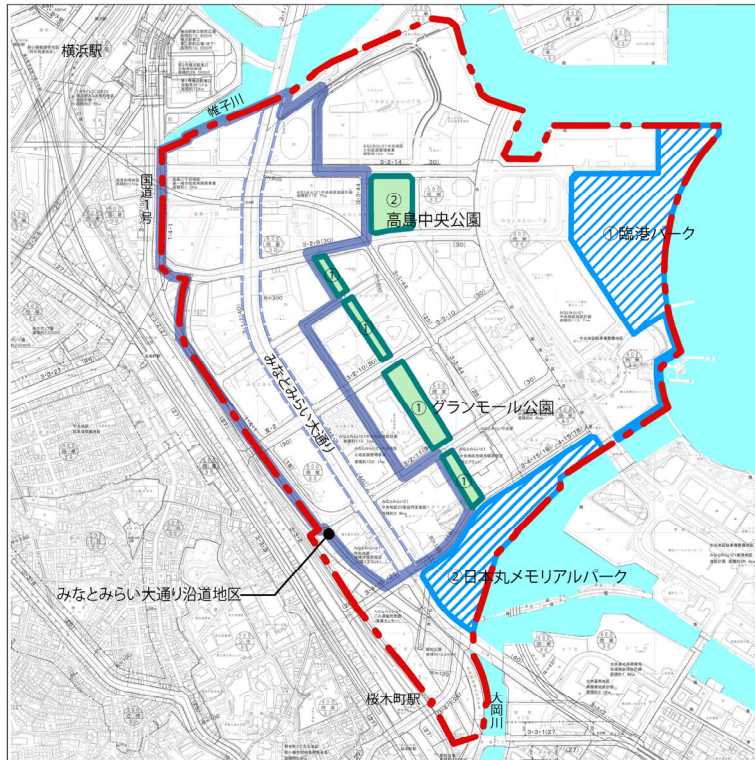
<景観計画 計画図（景観重要公共施設）> ※令和5年1月に変更予定

[関内地区]





[みなとみらい21中央地区]



【凡例】  
 横浜市景観計画区域  
 (みなとみらい21中央地区)

みなとみらい大通り沿道地区

壁面の位置の制限  
 建築物の高さ3.1m以上を超える部分  
 で道路境界線より4m以上の壁面後退

景観重要公共施設  
 景観重要道路: みなとみらい21中央地区内の全ての  
 道路法2条に基づく道路

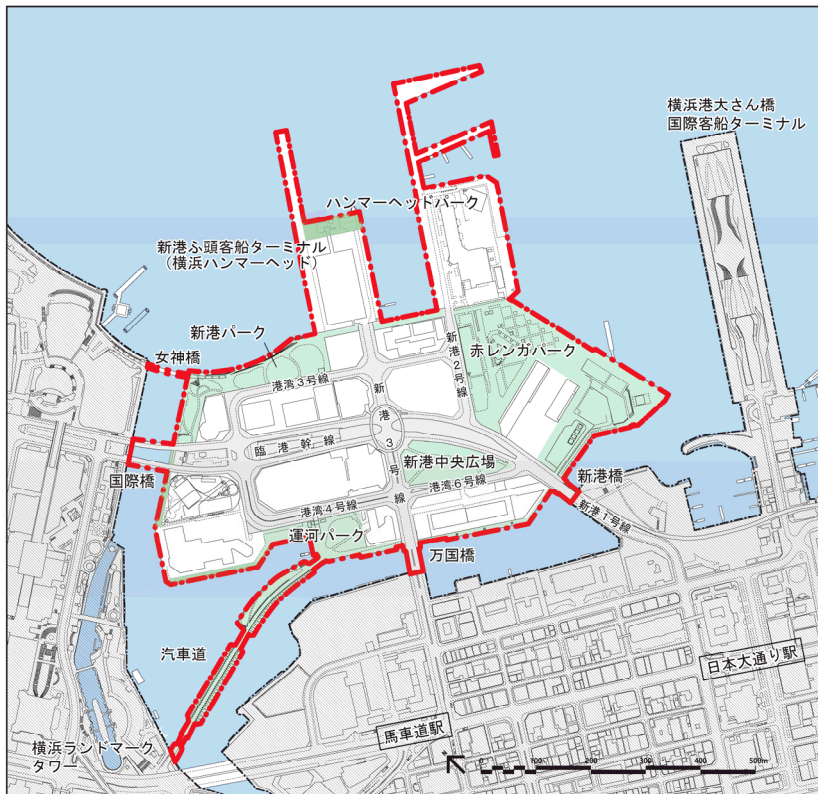
景観重要都市公園  
 ①グランモール公園  
 ②高島中央公園

景観重要港湾施設  
 ①臨港パーク  
 ②日本丸メモリアルパーク



図名: 計画図2  
 横浜市景観計画(みなとみらい21中央地区)区域等

[みなとみらい21新港地区]



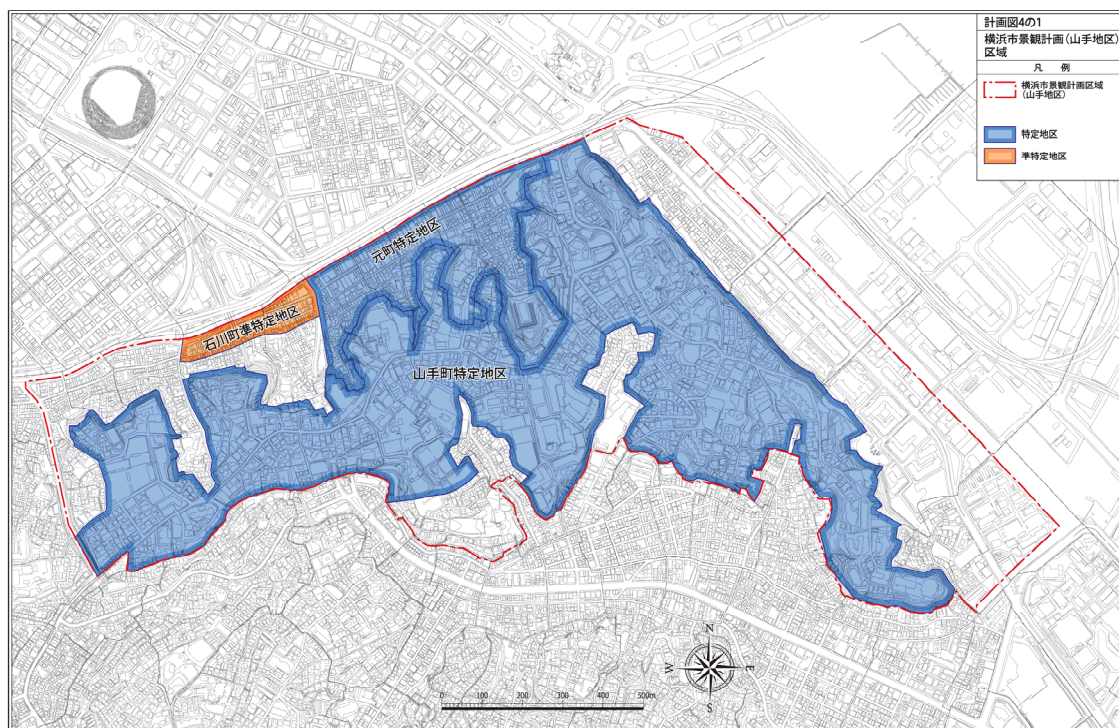
【凡例】  
 横浜市景観計画区域  
 (みなとみらい21新港地区)

景観重要公共施設  
 景観重要港湾施設  
 みなとみらい21新港地区内の全ての  
 港湾法第2条に基づく緑地、道路

景観重要道路  
 みなとみらい21新港地区内の全ての  
 道路法第2条に基づく道路

図名: 計画図3の1  
 横浜市景観計画(みなとみらい21新港地区)区域等

[山手地区]



■景観重要建造物：現在指定している建造物はありません。